

〔博士論文要旨〕

朝鮮独立運動と国際関係

—三・一運動と日米—

本論文における章別構成は、次の通りである。

序 論 問題の所在と研究史

第一章 前史

一 日本による朝鮮の「武断統治」

二 「武断統治」と米国

三 在米朝鮮人社会の形成とその活動

第二章 ウィルソンと民族自決主義

一 民族自決主義の提唱

二 民族自決主義の解釈をめぐる欧米間の協議

第三章 朝鮮人の民族自決主義の受容と対応

一 在中朝鮮人の民族自決主義の受容と対応

二 在米朝鮮人の民族自決主義の受容と対応

三 在日朝鮮人の民族自決主義の受容と対応

四 ロシア領在日朝鮮人の対応と民族自決主義

五 民族自決主義の朝鮮への伝播と朝鮮人の対応

第四章 三・一運動への道

一 高宗の死去

二 東京二・八独立宣言

三 民族主義諸勢力の結集から三・一運動へ

第五章 三・一運動期における朝鮮人の外交活動の展開

一 李承晩、鄭翰景による米国への委任統治請願

二 大韓民国臨時政府の成立

三 フィラデルフィアにおける独立宣言と米国での独立運動

四 パリでの金奎植の活動

五 ロシア、中国における外交活動の展開

第六章 三・一運動の展開

一 三・一運動の開始

二 三・一運動の地方への拡大

三 三・一運動の沈静化

長 田 彰 文

第七章 三・一運動と米國

- 一 運動の勃発と米國
- 二 運動の鎮圧と米國
- 三 運動と米國人宣教師
- 四 米國議會と朝鮮問題
- 五 米國言論界の反応

第八章 三・一運動と日本

- 一 運動の勃発と日本の対応
 - 二 運動の鎮圧と改革への動き
 - 三 三・一運動と日本言論界
- 第九章 齋藤実と「文化政治」
- 一 齋藤爆殺未遂事件
 - 二 「文化政治」の展開
 - 三 齋藤と米國

終章 結論

一

一八五〇年代に開國した日本は、一八六八年に明治維新に踏み出し、「富國強兵」をスローガンにして近代化の道を歩んだが、その日本が明治期を通じて直面した外交上の最大の問題が朝鮮(韓國)問題であり、日本は結局、日清戦争(一八九四～五年)、日露戦争(一九〇四～五年)により清露兩國の朝鮮(韓國)への介入を排除し、韓国保護国化(一九〇五年一月)および韓国併合(一九一〇年八月)に踏み切った。そして、韓国は日本の植民地となり、國際政治の舞台ではほとんど忘れ

れた存在となった。

しかし、そのような植民地期の朝鮮に対して國際社会が関心をもちた時期が一度だけあったが、それが一九一九年三月一日にソウルで起こり、やがて朝鮮全土に拡大していった三・一運動を中心に日本、米國、中國、ロシアなどでも展開された朝鮮獨立運動の最高潮期であった。

ところで、朝鮮は一八八二年、西洋諸国の中で米國と最初に修好条約を締結したが、その中の第一条「周旋条項」を援助義務を定めたものと考えたため、自國に対して危機が訪れる度に助力するよう米國に要請した。しかし、歴代の米國政府はその要請には応じず、とりわけT・ルーズベルト(Theodore Roosevelt)大統領は、日米關係の堅持のため、韓國の日本への従属には積極的であり、一九〇五年七月には米國領フィリピンへの日本の不介入、日米英協調による極東における平和維持、韓国保護国化に対する米國の支持をうたった「桂・タフト協定」が交わされた。しかし、日米關係は一九〇六年以降、さまざまな要因が重なって日露戦争時に頂点に達した良好さを次第に喪失させていった。

そのような状況のもと、日本は植民地下の朝鮮で「武斷統治」を展開する一方、米國においては一九一三年に大統領に就いたウィルソン(Woodrow Wilson)が一九一八年一月八日の「一四か条」演説をはじめとする一連の演説で「民族自決主義」を提唱した。そして、中國、米國、日本、ロシア、さらに朝鮮本国に住む朝鮮人は世界の被支配諸民族の中で獨立達成を實現する民族も出る中、民族自決主義を自分たちなりに受けと

め、それぞれの形で独立運動を起こしはじめ、それは、朝鮮においては三・一運動の形となった。第一章から第四章までにおいては、以上の経過が論じられている。

三・一運動が起こり、世界各地で朝鮮人が活動を展開し、上海では民族主義勢力を結集する形で大韓民国臨時政府が成立したが、三・一運動の展開中は、程度の差はあれ、ベルサイユ講和会議において日本を抑制するものと思われたウィルソンおよび米国に対する期待が高まった。しかし、米国政府においては、朝鮮の立場に同情的だった人も一部いたとはいえ、ウィルソン、ランシング(Robert Lansing)國務長官をはじめとして多くの人たちは、もはや日本の「国内問題」となっていた朝鮮問題に介入することですでに山東問題、国際連盟規約への人種平等案の挿入問題などをかかえていた日米関係が一そう後退することを嫌い、朝鮮人の助力要請には応じようとはしなかった。

三・一運動はソウルにおいて開始し、地方に拡大していったが、朝鮮総督府をはじめとする日本当局、新聞論調などは、三・一運動の原因を民族自決主義、朝鮮在住米国人宣教師の朝鮮人への後押しであると考え、当局は運動の徹底的な鎮圧に乗り出したが、駐ソウル米国総領事館および朝鮮在住米国人はいや応なしにその流れの中に巻き込まれ、米国人宣教師モローリー(E. Morley)の逮捕事件、三〇人あまりの朝鮮人が虐殺された「提岩里事件」に対する米国総領事館の探查および全世界への公表などの出来事が起こった。そして、三・一運動の鎮圧の際に数多くの残虐な行為がなされ(その結果、統計で明らかになっているだけでも七五〇〇人あまりの朝鮮人が死亡した)、

それが米国でも報道されたため、朝鮮在住米国人宣教師は「Neutrality for Brutality」のスローガンのもと、残虐行為の中止および朝鮮統治の改革などを行なうよう朝鮮総督府、日本政府に働き掛け、米国議会では数人の議員が朝鮮問題を取り上げ、日本非難・朝鮮への同情を表わす演説および決議を行ない、米國言論界でも反日の姿勢を以前から打ち出していたハースト系の新聞を筆頭にして、多くが日本を非難し、朝鮮に同情的な論調を掲げた。

日本では一九一八年秋、初代朝鮮総督(一九一〇〜一六年)であった寺内正毅の跡を継ぐ形で原敬が「平民宰相」として首相に就任していたが、原は三・一運動の勃発という事態の発生のもと、関係当局に運動の迅速かつ完全な鎮圧を命じる一方、陸相田中義一と協議を行ない、朝鮮統治の「改革」を行なうべく動いたが、そこには前述の朝鮮在住米国人宣教師の自分自身もふくめた日本当局に対する働き掛け、朝鮮問題が日米関係をはじめとする日本外交に悪影響を及ぼしかねないという懸念などの要因があった。しかし、その一方で、原は、陸軍、筆頭元老の山県有朋、寺内など朝鮮統治の改革には消極的だった(あるいは反対した)勢力の意向も考慮しなければならず、状況を総合的に判断した結果、朝鮮総督の文武両官制、二代目朝鮮総督で陸軍大将の長谷川好道の後継総督への元海相斎藤実の就任「武断統治」期に朝鮮全土を席卷した憲兵警察制度の普通警察への転換などの方針を確立し、斎藤は、新政務総監(朝鮮総督府で総督に次ぐ職務)の水野錬太郎とともに一九一九年八月、朝鮮に赴いた。また、三・一運動の勃発という事態を前にして、

日本言論界においては、新聞は、初めは三・一運動の勃発およびそれと民族自決主義との関連性について非難する論調を打ち出したが、やがて「総督政治の改革」を主張するようになった。一方、言論人の多くが朝鮮問題には沈黙を守ったが、その中から東大教授吉野作造、『東洋経済新報』の石橋湛山、京大教授末広重雄、芸術家の柳宗悦などは朝鮮統治の在り方を批判した。第五章から第八章までにおいては、以上の経過が論じられている。

日本を出発した齋藤一行は一九一九年九月二日、ソウルに到着したが、齋藤爆殺未遂事件が発生し、米国人二人も含めた多数の負傷者が出た。しかし、齋藤は、事件は自分が行なう予定だった「総督政治の改革」に何の影響も及ぼさないと宣言し、日本人と朝鮮人の格差肯正のための各種措置の導入、憲兵警察の普通警察への転換、朝鮮人による言論、集会に対する制限の若干の緩和などが実行に移され、齋藤による「総督政治の改革」は、「文化政治」とよばれた。そして、三・一運動の鎮圧も表面上はともかくもなされ、「総督政治の改革」もなされ、齋藤自身が朝鮮在住外国人（とりわけ米国人）に対して宥和の姿勢を示したため、駐ソウル米國総領事館、朝鮮在住米国人宣教師の姿勢は柔らいで、米國本国においても朝鮮問題に対する無関心という「常態」へと戻っていったのである。第九章においては、以上の経過が論じられている。

二

以上のような構成による論考を行なった結果、本論文は、以

下のような結論を導き出した。

第一に、民族自決主義と朝鮮独立運動との関係についてである。ウィルソンが打ち出した民族自決主義は、その表現は普遍的なものであったが、実際に普遍的に適用されるか否かは明白でなかった。そして、民族自決主義の自らの植民地への適用の可能性を恐れた英仏は、「一四か条」の解釈をめぐる米國との協議の結果、植民地に関する第五項について不安感を表明したが、それをうけて、米國側は、第五項はドイツなどの敵國にのみ適用されるとの解釈を打ち出し、ウィルソンはバリ講和会議後、民族自決主義に言及しなくなった。

一方、一九一〇年に日本の植民地となった朝鮮においては「武断統治」のもと、人びとの不満が蓄積されていった。そして、朝鮮には一八八二年に米國と修好条約を締結して以来、危機が訪れる度に米國に助力を要請してきた過去があった。もちろん、米國政府はその要請を拒否しつづけてきたのであるが、にもかかわらず、自らに脅威を及ぼす國への牽制役としての米國のイメージは、併合後もウィルソンが大統領ということもあり朝鮮人の底流では消え去らなかつた。そのような状況下、ウィルソンが民族自決主義を提唱したため、少なからぬ朝鮮人がそれに注目した。また、「三・一独立宣言」に署名した三三人のほとんどが新聞報道などを通じて民族自決主義のことを知り、これにもとづいて朝鮮も独立に向けて何か行動しなければならぬと感じたと逮捕後の当局による審問に対して供述している。民族自決主義が民衆レベルにも影響を及ぼしていた記録もある。したがって、民族自決主義の朝鮮独立運動への影響を過

小評価するのは適当ではないと思われる。

しかし、三三人は、民族自決主義が戦勝国日本の植民地朝鮮にまで適用されることにはおおむね悲観的であった。また、「武断統治」からの脱却をめざして何らかの行動を起こすことは、一九世紀からさまざまな形で国権回復運動を展開してきた朝鮮からすればむしろ当然であった。そして、ロシア革命、民族自決主義の提唱、パリ講和会議の開催、独立を達成した被支配民族の存在といった国際情勢の変動の中、独立を期していた在外朝鮮人が各地で行動に出て、朝鮮で独立を期していた朝鮮人が元皇帝高宗の死去、三月三日に予定された彼の葬儀という「機会」に乗じて、「三・一独立宣言」を行ない、民衆たちが示威行動に出て三・一運動となったというのが真相であろう。したがって、三・一運動の原因をさぐる時に国際情勢における民族自決主義以外の諸要因、そして何よりも「武断統治」の実態をさしおいて民族自決主義のみを強調するのは適当ではない。

以上から判断すると、民族自決主義と朝鮮との関係には(朝鮮からみると)自律的・能動的側面とそうでない側面の双方が存在したのであり、民族自決主義の朝鮮独立運動への影響を過大評価も過小評価もすることなく正確にとらえることは、三・一運動を理解するのに不可欠であろう。

同時に、ロシア革命と三・一運動との関係をみれば、帝政ロシアの崩壊と長年つづいたロシアの脅威の消滅という状況を朝鮮人が利用しようとしたのであり、少なくとも朝鮮内の朝鮮人に対してボルシェビキ思想がこの時期には浸透していなかったことは、三三人の審問調書からも窺え、ロシア革命の三・一運

動に対する影響力を過大視することは適当でないと思われる。

第二に、この時期の朝鮮独立運動における成果と問題点についてである。

まず、朝鮮人が三・一運動を中心に独立運動を展開したため、日本も「武断統治」を見直さざるをえなかったことが、朝鮮人にとつての最大の成果として挙げられる。もちろん、朝鮮人が窮極の目標としていた独立の達成は実現しなかったし、「武断統治」に代わつての「文化政治」も日本の朝鮮統治をより摩擦なく行なうためのものであったことは否定できない。とはいえ、たとえ被害の大きさにくらべて朝鮮人が手にしたものが取るに足りないものであったとしても、逆に大きな被害を出すほどの独立運動を起こさなかったならば「武断統治」から「文化政治」への転換もなされなかったであろうことは容易に想像がつく。したがって、三・一運動は部分的には成功を収めたといえるのが妥当であろう。

次に成果として挙げられるのが、運動の展開が朝鮮の実情を世界(とりわけ米國)に知らしめることにつながり、特に米國においては一定の同情が朝鮮に対して向けられたことである。朝鮮で独立運動が起きたために朝鮮における日本の立場についての日本の主張はすべては通らなくなったこと、米國の議員、言論機関の中で日本を非難し、朝鮮に同情し、朝鮮の独立を支持するものも出たことは、たとえばルーズベルト政権の時にはみられなかったものであった。

一方、「三・一独立宣言」の署名者が学生や民衆と相談することなしに急拠当局に連絡して逮捕されたことが、第一の問題

点として挙げられる。運動の指導者となるべき彼らが自ら逮捕されることを選んだため、運動が起こった後は系統だった指導がなく運動が時の勢いにまかせて進展し、それゆえにかえって大きな被害を出すという面もみられた。

つづいて、問題点として挙げられるのは、独立運動の担い手たちが往々にして横の連絡をとらず、自らの判断にのみしたがって行動をとったために無用の対立を引き起こしてしまい、そのことが独立運動の効果的な展開にとってマイナスとなり、独立運動自体の分裂へとつながったことである。とりわけ、一切の相談もなしに李承晩、鄭翰景が委任統治請願を行ない、その同時期に別の人物が李承晩への非難を國務省に告げたこと、そして委任統治請願が大韓民国臨時政府を李承晩派と反李承晩派へと分裂させる引き金となったことは、(委任統治請願が当時の状況のもとで妥当だったか否かとは関係なく)それでなくても多大の困難が待ち受けていた朝鮮独立運動の前途にいっそうの暗雲を投げ掛け、米國政府に対して朝鮮人の助力要請はまともに取りあうべきではないと印象づけたのである。

第三に、日米関係における朝鮮問題と日本の対応についてである。日本は日露戦争中の一九〇五年七月、「桂・タフト協定」を米國と交わして、韓国問題への米國の介入の可能性を排除した。しかし、一九〇六年以降、日米間でいくつかの対立点がある。第に顕在化する中、韓国(朝鮮)問題に介入する可能性のある国(朝鮮(韓国))が日本の影響力から脱するために最も働き掛けを行なった国としての米國のイメージは、日本から消え去ることはなかった。

三・一運動の勃発は、「武断統治」が順調に行なわれていると信じ、朝鮮人の日本人に対する反感およびそれを行動へと移す能力とを軽視していた日本にとって予期せぬ出来事であり、朝鮮人の主導によって起こったものとは思われなかった。そこで、特に朝鮮總督府をはじめとする日本当局、日本言論界が厳しい警戒の目を向けたのが、(三・一運動の直接的原因と彼らが信じ、一般日本人に信じ込ませようとした)民族自決主義および朝鮮在住米國人宣教師であった。そして、彼らの以上のような三・一運動、朝鮮問題のとらえ方は、バリ講和会議で日本の要求が米國のために思うように行かなかったと彼らが思ったことからいっそう強まり、運動に対する徹底的な鎮圧にもつながった。

原敬はすでに一九一八年に首相に就任した頃、朝鮮統治の改革を考えており、その第一歩として長谷川の更迭について陸相の田中と再三協議し、山県有朋の了解も得ていたが、その具体化に着手しようとする中、三・一運動が勃発した。そして、そのような状況を前にして、原は、民族自決主義が運動に影響を与えたと日記に記していたが、そのような思いとは別に、日米関係の改善のためにも朝鮮統治の改革に着手しなければならなくなかった。しかし、朝鮮において既得権を有していた陸軍、山県などは、原による改革が既得権の切り崩しにつながると感じ、たため、ブレイキをかけようとした。こうして、自らの改革案に対する日本国内の反対と米國をはじめとした外国(人)による批判の高まりのあいだで原はジレンマに追い込まれ、たとえば米國基督教教会協議会東洋関係委員会とのやりとりにおいて

も煮え切らないとしかいえない態度をとらざるをえなかった。そして、一九一九年八月二〇日に朝鮮統治改革のための各種の制度改正が公布され、斎藤が新朝鮮総督に就任したが、これらは、ジレンマに追い込まれた原がとった妥協策にほかならなかった。そして、朝鮮に対して独立や自治を与えるつもりもなかった原にとって幸いしたことに、米国をはじめとした諸外国が日本の朝鮮統治それ自体は「既成事実」として受け入れていたため、原は、朝鮮において一定の改革はもたらすものの日本の朝鮮統治そのものには何の変更もない「文化政治」を導入することができたのであった。

第四に、日米関係における朝鮮問題と米国の対応についてである。

前述したように、日米関係は日露戦争期には絶頂に達し、当時のルーズベルト政権は、韓国に対する日本の立場を支持し、独立維持のための助力を求める韓国政府の要請にはまったく耳を貸さなかったし、米国の議会、言論界なども、日本の韓国保護国化・併合、米国政府による韓国の対米要請無視に対して異議を唱えることはなかった。

しかし、日米関係はウィルソンの大統領就任後、対立の側面がルーズベルト政権後期、タフト政権とくらべてもいっそう前面に出ることにより、日露戦争時のような協調関係ではもはやなくなっており、特に在米日本人移民の問題は、日米両国において相手国に対する反感を草の根レベルにおいてまでも生じさせた。そして、パリ講和会議においても日米間では食い違いが生じていたが、そのような状況のもと、朝鮮において三・一運

動が起こったのである。

韓国保護国化・併合の時とはちがって、三・一運動鎮圧の際に日本当局がみせた残虐さ、三・一運動と米国(とりわけ、米国人宣教師)との関係に対して日本当局および言論界が嫌疑をいだいたことなどのため、米国議会、言論界は、日本の朝鮮政策を非難する傾向を強めた。しかし、米国政府(それもウィルソン、ランシングなどの政府機構のトップに立つ人たち以下の人たちは)、三・一運動鎮圧における日本の行過ぎに対しては注視する一方、朝鮮問題における米国政府、米国人の対応が米国に対する日本の敵意をかき立てることのないよう細心の注意を払っていた。そして、その背景には、朝鮮はすでに日本の植民地となっており、以前から日本が朝鮮問題を死活的なものにとらえてきたのに対して、米国にとっては朝鮮の存在はとるに足らないものであり、朝鮮問題は日本の韓国併合後は日本の「国内問題」であると映ったため、朝鮮問題は日米両国にとって(たとえば中国問題などと比較してもはるかに)非対称的なものとなっていたこと、そのため、日米間で食い違いが表面化したゆえにその緩和を望んだ米国政府が以上のような性質をもつ朝鮮問題によって日米間の食い違いがいっそう深まるのを嫌ったことなどの事情があった。つまり、日本との関係が良好な時には朝鮮に対する日本の立場を支持するし、日本とのあいだで食い違いが顕在化した時にも日本の朝鮮統治それ自体には反対しないというのが、米国政府にとって朝鮮問題がもつ本質だったのであり、三・一運動の展開から鎮圧という過程において米国政府がとった対応も、政治的思惑からというよりも人道的

配慮からくるものであった。

また、日本の三・一運動鎮圧、日本の朝鮮統治を非難した米国の議員、言論機関の場合も、もちろん独立を窮極の目的とした朝鮮の立場を支持した議員、言論機関も一部存在したとはいえ、その多くが反ウィルソンおよび日本に対するいっそうの非難のための「好材料」として朝鮮問題を利用したことは否定できない。

さらに、日本側がもっとも警戒した米国人宣教師の場合も、彼らが問題としたのは、三・一運動鎮圧の際にみせた当局の残虐性および自分たちに対する当局の対応だったのであり、彼らも、日本の朝鮮統治をそれ自体に挑戦するつもりはなかった。そして、その傾向は、斎藤が朝鮮総督に就任して「文化政治」に着手し、彼らに対しても低姿勢で臨んで以降、いっそう強まっていたのであった。

しかし、韓国保護国化・併合という過程の中でそれまでとは違つて反日的姿勢をとるにいたつた代表的外国人の一人であつた英国人ジャーナリストのマッケンジー (Frederick A. McKenzie) は一九二〇年、以上のような米国の対応について以下のように記した。

「……朝鮮をめぐつて戦争も辞さないつもりかと尋ねられた時、私は、以下のように答える。今日、断固たる行動をとるならば紛争を引き起こすかもしれない。危険はとても小さい。しかしながら、いま弱腰の行動に出るならば、ほとんど確実に二〇―三〇年以内に極東において大戦争を引き起こすことになる。そのような戦争において西洋諸国の担う負担

は、米国が担うことになるだろう。……」(Mckenzie,

Korea's Fight For Freedom (Fleming H. Revell Company, New York, 1920. Reprinted by Yonsei Univ. Press, Seoul, 1969), p. 319)

日本の朝鮮統治がその後の日本のアジアにおける行動(とりわけ日本の中国政策)にどのようなつながっていったのかは今後解明すべき大きな課題であるが、いまの時点からみれば、マッケンジーの「予言」が現実のものとなったことは、誰も否定できないであろう。

〔博士論文審査要旨〕

論文題目 朝鮮独立運動と国際関係

——三・一運動と日米——

論文審査担当

有 賀 貞
石 井 修
野 林 健

長田彰文氏の学位請求論文「朝鮮独立運動と国際関係―三・一運動と日米」は、一九一九年の朝鮮独立運動を国際関係史の脈絡で考察した論文であり、さきに本研究科に提出された修士論文「セオドア・ルーズベルトと韓国」(未来社、一九九二年)に続く、長田氏による国際関係史の中の朝鮮に関する研究の第二作である。

本論文は序論「問題の所在と研究史」に始まり、「前史」「ウィルソンと民族自決主義」「朝鮮人の民族自決主義の受容と対応」「三・一運動への道」「三・一運動期における朝鮮人の外交活動の展開」「三・一運動と日本」「斎藤実と「文化政治」」「三・一運動と米国」の九章が続き、終章「結論」でまとめられている。

近代日本が朝鮮半島の勢力圏化を狙い、日清・日露の両戦争により、中国(清)およびロシアの勢力を排除し、英米の支持を得て、韓国を保護国化し、さらに一九一〇年韓国併合に踏み切ったことは、周知の通りである。日本からの強い圧力に屈せざるをえない韓国皇帝やその側近は、日本に対抗する上で頼りうる大國として、アメリカに期待し、一八八二年の条約に朝鮮が他の外國と問題を生じた場合、アメリカが解決を周旋するという条項があることに注意を喚起して、日本との紛争について介入を求めた。しかし当時のアメリカの大統領セオドア・ローズヴェルトにとって、アメリカの利害にとくに関係しない韓国問題で日米関係を悪くすることは問題外であった。彼はまた韓国の独立維持は困難だとみて、極東の安定のために韓国が日本の保護の下におかれる方がよいと考えていた。大國中心の帝國主義國際政治の論理のゆえに、韓国の懸念の訴えも空しく、韓国は独立維持について、ワシントンからも國際社会からも、何の支持もえられずに終わるのである。

しかし、第一次世界大戦末期には、國際政治は新しい様相を呈する。ロシアでは革命的社會主義を標榜するボリシェヴィキが権力を掌握し、また戦争の帰趨を決する力をもって参戦國と

なったアメリカでは、ウィルソン大統領が旧来の権力的國際政治を批判して、國際協調・諸民族の自決の尊重などを柱とする新しい國際秩序の構想を示して國際的な指導力を発揮し始めた。こうして権力政治と帝國主義を特徴とする「旧外交」(オールド・ディプロマシー)に対して「新外交」(ニュー・ディプロマシー)が登場した。

民族自決原則を唱えたウィルソンの新秩序構想の衝撃は、独立を求めるヨーロッパや中東の諸民族のみならず、アジアに広がり、朝鮮にも影響を及ぼす。日本は韓国の存在を抹殺して、朝鮮人民を軍による抑圧的な直接政治のもとにおいたから、日本統治下の朝鮮では日本の統治にたいする不満と反感とが鬱積しており、アメリカなど海外で祖國の獨立回復をめざして活動する者も少なくなかった。したがって、ウィルソンの新國際秩序の提唱が刺激剤となって、独立を求める運動が急激に盛り上がる素地があった。それは三・一運動となって爆發するのである。長田氏の論文はこの運動のこのような内発的契機とともにウィルソンによる民族自決主義の提唱をその外部要因として重視し、海外に住む獨立運動の活動家たちがワシントンやパリでどのような外交的活動を行ったか、アメリカのウィルソン政権がこの問題にどのように対応したか、日本による三・一運動の弾圧がアメリカでどのような反響を呼び起こしたか、日本政府および言論界は朝鮮の状況にどのように対応したか。アメリカにおけるこの問題での対日批判はどのようにして終息し、ワシントン体制の形成へと向かうか、といった諸問題の検討を試みる。

ウィルソンが民族自決原則を唱えた際、彼はそれがアジアにも適用されるべきだと考えていたのであるうか。ウィルソンによる「新外交」の表明として代表的な演説は一九一八年一月の「一四か条」演説であるが、その中では第五条に、植民地問題に関して、住民の利益をも考慮した公正な調整という原則が述べられている。「一四か条」演説では、国境線の変更や設定について、民族分布の状況を考慮すべきことが述べられ、また東欧、バルカン、中東の被支配民族の扱いについて言及されているが、ポーランドの独立が明確に述べられている以外、ほかの諸民族については「自治的発展の自由な機会」の供与が謳われているにすぎない。ウィルソンが民族自決原則を一般的に表明したのは、同年二月の演説であり、「各民族はそれぞれの同意によってのみ統治される。『民族自決』とは単なる空文ではない」という一節があった。

長田論文は「一四か条」第五条の意味について、直接的にはドイツの植民地に適用される原則であり、ウィルソンの民族自決原則について、その具体的適用は選択的であったことを述べ、彼が独立や自治を支持したのは、ある被支配民族について、そのような能力をもった文明民族であるとみなし、しかもその独立や自治を支持することが世界の平和にとっても米國にとっても有益であると判断した場合のみであると論じる。したがってウィルソンが朝鮮に民族自決原則を適用して外交的に介入するとなすれば、それはそうすることが世界の平和と米國の利害にかなうと考える場合だけであったと見る。長田氏はアメリカ政府内の極東問題についての議論を検討し、國務省内の日本の膨張

政策の批判者たちも、日本の朝鮮支配自体は容認していたことを明らかにする。

ウィルソンの民族自決原則の提唱はまずアメリカをはじめ日本、中国、シベリアなどにいた朝鮮人活動家や留学生に影響を与え、やがて総督府の報道統制にもかかわらず、朝鮮内部に伝わり、大きな影響を及ぼした。しかし朝鮮独立の志士たちは民族自決主義に刺激を受け、ウィルソンに期待を抱いたとしても、アメリカが日本の支配からの朝鮮の解放をどこまで支持してくれるかについては、もちろん確信があったわけではない。在米朝鮮人活動家の指導者だった李承晩らが朝鮮の独立ではなく委任統治地域への転換についての支持をアメリカ政府に求めて働きかけたのも、独立についての支持はえられないと考えていたからであろうと長田氏は述べる。

一九一九年三月一日の朝鮮独立宣言に署名した三三人の人物はウィルソンの民族自決原則について知っており、それに元気づけられたが、その原則が実際に朝鮮に適用されるかどうかについては、楽観的な意見とともに悲観的な意見があり、アメリカの介入に必ずしも過大な期待を抱いて行動をおこしたわけではないと長田氏はいう。長田氏は三・一運動には内発的要因と外部的要因とがあり、民族自決主義の表明やヨーロッパでの新独立国の誕生などがなくても、日本の苛酷な統治に対する抗議と抵抗は、遅かれ早かれ起こったと考えられるという一方、そのような外部の刺激がなければ、日本統治に対する抗議と抵抗が一九一九年三月という時期に、三・一運動の形をとって起こることはなかったであろうと述べ、内発的要因と外部的要因と

の双方を重視する解釈を取ろうとする。

なお長田氏は、三・一運動の外部的要因として、ロシア革命も国際情勢の変化の一つとしてその中に含まれるが、ロシア革命の思想的影響はほとんどなかったと解釈している。三・一運動は民族自決主義の刺激を受けて起こされた運動であったが、その指導者たちは独立を宣言すればアメリカの支持が得られると期待したわけではなく、日本統治への累積した反感のために、やむにやまれぬ悲壮な心境で決起したと長田氏は解釈する。

独立宣言の署名者たちはすぐに逮捕されるが、それを契機として独立運動は大衆運動として朝鮮各地で展開される。朝鮮独立の活動家たちは、独立を宣言したからには、政府を組織すべきだと考え、朝鮮とシベリアおよび上海で政府案がつけられるが、それは上海でまとめられて大韓民国臨時政府となり、李承晩が主席の地位に推された。しかしこの政府設立は名目的なものであったから、国際的に効果をもつことはなかった。国際世論への働きかけを重視する李はアメリカから講和会議が行われているパリに行こうとするが、アメリカ国務省は彼のパリ行きを認めなかった。その間上海からパリに赴いた金奎植は日本による朝鮮支配の非道についての懸命な宣伝活動を展開し、アメリカ代表団に働きかけて、その同情を得るが、講和会議に朝鮮問題を持ち出すことはよい結果を生まないかと宥められる。ウィルソンやハウスは日本による朝鮮政治の実態について知り、朝鮮には同情的になったが、朝鮮問題で日本を刺激することは避ける方針であった。長田論文はこのような独立運動家による外交活動の詳細を明らかにしている。

しかしアメリカの動向は日本の朝鮮統治に在り方に何の影響も及ぼさなかった訳ではなかった。日本当局はソウルでの独立運動についてはすぐに押さえ込みで成功したが、運動は地方に広がり、その鎮圧のための行動は、いくつもの村落全体を焼き払い、男性住民を殺害するなどの残虐行為に発展した。このような日本官憲の残虐行為はアメリカのソウル総領事館員やジャーナリストの知るところとなり、また多くのキリスト教徒が運動への加担者として弾圧され、その累がアメリカ人宣教師に及び、その中から逮捕拘禁される者がでるようになる。アメリカのメディアの日本批判が高まり、議会でも日本批判が盛んになり、朝鮮の運動を支持する議論も出る。アメリカ政府はこの問題についてアメリカの世論をも日本をも刺激することを避ける方針を継続しながら、日本に対して朝鮮の事態への関心を示し、事態の改善に向けて穏やかな圧力をかける。長田論文はウィルソン政権の態度をこのように分析し、またアメリカのメディアや議会における朝鮮問題での日本批判が他の問題と結び付いて高まったことを次のように指摘する。

メディアにおける日本非難は、とくにその急先鋒であったハースト系新聞の場合、日本移民排斥論と結び付いていた。また議会での日本非難はとくにベルサイユ条約および国際連盟批判と結び付いて盛んに行われた。すなわち、民族自決原則を踏みにじる日本の領土を国際連盟は保証するのではないか、朝鮮人民を抑圧する日本に中国の山東問題でさらに譲歩するのかもしれない議論がしきりに行われたのである。

元朝鮮総督の寺内正毅首相のあとをうけて内閣を組織した原

敬首相は、かねてから朝鮮統治改革の必要を認識していた。原は独立運動については速やかな抑圧を求め、一方、改革の導入によって、国際的批判の高まりを防ぎ、また朝鮮人民の不満を緩和しようとした。日本の言論界でも当初は独立運動を内発的なものとみなさず、民族自決主義に毒された運動とみる見方は多かったが、やがてより現実的に「総督政治の改革」を主張するようになった。原にとっては、対米関係の改善は重要な外交目的であったから、その意味でも、彼は朝鮮統治の改革を重視した。陸軍は朝鮮における既得権を失うことを嫌ったため、原は軍が受け入れる範囲での改革しか実行できなかった。しかし彼は朝鮮総督の文武両官制、元海相齋藤実の総督任命、憲兵警察制度の普通警察制度への移行などの改革を行い、齋藤総督は朝鮮人差別の緩和、言論・集会の制限の緩和など「文化政治」を導入し、在住外国人とくにアメリカ人との関係改善にも努めたので、アメリカ総領事館や宣教師の対日感情は和らいだ。アメリカ本国でも、いわゆる「常態への復帰」という雰囲気の下で、朝鮮問題に対する無関心という「常態」へと戻っていった。長田論文はアメリカ政府も現地在住アメリカ人も、日本の朝鮮政治がより緩和なものに改善され、宣教師への圧迫や布教活動への妨害がなければ、統治そのものを問題とする意志はなかったから、原―齋藤路線による改革で、原が意図した日米関係改善への障害の一つが除かれたと論じている。

朝鮮独立運動は失敗に終わったが、一時、朝鮮問題についてある程度の国際的注目を得ることはできた。また朝鮮の実情や朝鮮人の心情について無知であり無関心だった日本の言論人の

目を朝鮮問題に向けさせ、統治の改善の主張を引き出すことができた。それらの結果、朝鮮統治には若干の改善は行われたのである。当時の状況の下では、朝鮮独立運動がそれ以上の成果をあげることは無理だったであろう。ただし長田氏は、運動の側の立場を弱めた一因として、三・一独立宣言の署名者が自ら逮捕されることを選んだために、運動が各地でばらばらに展開されて力を弱めたこと、海外の活動家の間にもしばしば対立があり、結束を欠いたことについても指摘している。

長田氏の論文は一九一九年の朝鮮独立運動、三・一運動を国際関係史の脈絡の中で考察した、日本では初めての本格的研究である。海外での先行業績にはアメリカの対応に重点を置いたフランク・ポールドウィン博士の学位論文などがあるが、長田論文はそれらに比べて、より広い視野をもち、より広範な史料調査に基づいている。修士論文においても、長田氏は日本、アメリカ、韓国の史料を多く参照し、それらを適切に活用したが、本論文においても、これら三国の史料の探索への努力が目立ち、それらが有効に利用されている。綿密な史料の検討に基づく均衡のとれた解釈は説得力をもつ。国際的にも注目される業績といえよう。

論文構成も優れているが、序論の「問題の所在」の部分は論文の問題意識をより明快に提示するように、工夫の余地がある。また、文章の構造がしばしば入り組み、読みにくくしているところがあり、総じて、文体の洗練に一層心掛けるべきであろう。

審査担当者一同は長田彰文氏の論文を、国際関係史の分野におけるすぐれた研究能力を立証したものと認め、また国際的に

も価値ある業績と評価し、この論文および口述試験の結果に基づいて、長田氏に一橋大学博士(法学)の学位を授与することが適当であると結論する。

平成六年五月一八日

国際組織の創造的展開

— 設立文書の解釈理論に関する一考察 —

本稿は、国際組織の設立文書を検討対象として取り上げ、その

法的性質という観点から設立文書の法創造的解釈のプロセスを分析することを目的とした。このような問題設定は、次のような事情に基づく。すなわち、国際組織は、通常、国家間の条約によって設立されるのであり、その目的、任務、権限、組織構造、活動形態などの重要事項は基本的には設立文書中に規定される。こうして、国際組織の構造と活動に関する法的分析にとっては、設立文書は如何なる性質を有するものであるのか、そしてその解釈のプロセスは如何なる特徴を有するものであるのかという問題は基本的な重要性を有することになる。実際、国際司法裁判所の判例の検討は、問題となった事件のほとんどが設立文書の解釈に関する紛争の形で設定されたことを示しているし、多数意見と少数意見との対立点は、関係規定をどのように解釈すべきか、ひいては設立文書を如何なる性質を有するものとして理解すべきかに関わるものであったと理解するこ

とができる。

このような観点から、次の二つの論点の解明を試みた。第一は、国際組織のダイナミズムの影響のために、設立文書の解釈枠組みは、通常の条約解釈の枠組みと同じではない、つまり、設立文書の解釈は、条約法の解釈規則の中では十分に説明されないということである。第二は、設立文書の解釈枠組みは、通常の条約解釈の枠組みと比較して、どのような点で特殊なのか——「組織法としての理論」の提示——についてである。

以下、順次、各章の内容を要約する。

第一章 序論——問題の設定——

〔第一節 問題の所在〕では、前記のような目的及び事情の説明に加えて、本問題に関する主要な学説の発展が紹介された。

これらの諸学説は、必ずしもまとまった流れを構成しているのではないが、本問題が国際連盟の時代から一貫して学者の注意

を引き、発展・具体化してきていると同時に、依然として論争的のまま残されていることを示している。

〔第二節 条約の「解釈理論」〕最初に、「法の解釈」及び「条約の解釈」の法的性格が検討される。欧米と同様に、日本においても一九五〇年代の法解釈論争を経て、法の解釈が含む問題点が明確に認識されるようになってきた。すなわち、法の解釈が「改正」ではなくて「解釈」の名の下に行われている以上、そこには一定の制約が「わく」として存在するとしても、「わく」自体が柔軟であること、また三段論法にみられる論理的推論の持つ規制力には限界があることなどの故に、最終的には解釈者の価値判断を完全に排除することはできないことである。

このような法の解釈が含む問題は、基本的に条約の解釈にもあてはまる。従って、条約の「解釈理論」を検討するときには、そこに価値判断が入ってくることを認め、どのような価値判断がどのような形で影響しているかの分析にまで立ち入って考察することが必要となる。特に設立文書の解釈理論においては、設立文書についてどのような理念が主張され、どのような解釈規則或はその他の手続なり仕組みなりによって、その理念が実現・維持されようとしているかが検討されなくてはならない。

〔第三節 本書の目的、対象及び構成〕 省略

第二章 条約の解釈と設立文書

形式観点からは、一般に設立文書も国家間の条約である。従って、設立文書の解釈も条約の解釈の問題として考えることができるわけであり、条約の解釈規則に服するものと一応推定す

ることから出発すべきである。このような理由から、まず、伝統的な条約解釈の領域において、設立文書の解釈がどのように扱われてきたかを検討する。

〔第一節 条約解釈の枠組み〕 条約法条約第三一条と第三二条をどのように評価することができるであろうか。一般に、条約解釈において三つのアプローチがあるとされる。当事国意思主義的、文言主義的、目的論的の各アプローチである。問題は、これらの三つのアプローチの相互関係であり、ここでの重要な結論として次の三点を指摘することができる。第一は、第三一条の一般的規則が文言主義的アプローチを採用し、第三二条の補足的手段に当事国意思主義的アプローチが位置づけられていることに明らかなように、現実の条約文が優先性・支配的地位を有すること。第二は、「有効性の原則」に象徴される目的論的アプローチも、文言主義的アプローチに服する地位に置かれ、文言の範囲内に限定されていること。第三は、第三一条第三項(b)に言う慣行は全当事国に共通する一致した慣行であり、黙示的な合意を見出し得るような慣行のみを指していることである。この条件を満たさない慣行は第三二条の補足的手段として考えられるのである。

〔第二節 設立文書の解釈枠組みをめぐる代表的学説の概観〕 問題はこのような条約解釈の枠組みが、そのまま設立文書の解釈にもあてはまるのかであり、筆者は否定的に考えるのである。ここでは、国際組織の任務・権限を設立文書との関係で如何に理解するかという観点から、代表的学説を検討する。様々な学説は、便宜上、三つのカテゴリーに分類されうる。第一は、設

立文書をその条約としての側面に注目してとらえ、国際組織の任務・権限を、条約解釈の枠組み内において条約として解釈された設立文書から導きだされるものとして、限定的に理解する立場である。第二は、国際組織の任務・権限を設立文書に基づくものとしながらも、設立文書が国際組織のいわゆる組織法としての側面をも有する点に注目して、国際組織の実効的機能の必要性或は変わりゆく環境への適応の必要性等の考慮から、設立文書を必ずしも条約解釈の枠組みにとらわれることなく柔軟に解釈する立場である。現在の多くの学説はこのカテゴリーに入るわけであるが、柔軟性の程度においては様々であり、それらの間の解釈の対立は避けられない状況である。第三は、国際社会の事実認識から出発して、国際社会の必要性という観点から、或は国際組織の実行・プラクティスの分析という観点から、国際組織の任務・権限を設立文書のコントロールからかなりの程度切り離され、独立したものとして理解する立場である。これらのカテゴリーを条約の解釈枠組みと対比することによって、重要な結論を導き出すことができる。すなわち、従来、必ずしも明確に認識されてこなかった点であるが、条約法条約に示された解釈枠組みを基準として見た場合、設立文書の機能的解釈はこの解釈枠組みを多かれ少なかれ逸脱していると考えられる。これは、設立文書の機能的解釈が、しばしば、第一の条約解釈の枠組みの立場の学者から批判されることに示されている。

第三章

設立文書の解釈における国際司法裁判所の推論的分析

本章では、国際司法裁判所がこの問題をどのように扱ってきたのかを、国際組織に関わる全部で一六の判例を分析対象として、多数意見と少数意見との相異及び対立の比較によって検討する。この検討によって、解釈における裁判所のアプローチの仕方及び基本的な価値判断の析出を行うことが可能となる。一般的な結論として、筆者は、判例は明確なまとまった体系的理論を提示しうる十分な段階には質的にも量的にも未だ達していないと考えるが、本問題を研究するための足掛かりとして確認できるものを指摘する。各判例はそれぞれ多様なニュアンスと含蓄とを有しているが、各判例におけるアプローチの基本的な方向性と裁判官のまとめ具合の検討から、次の五点を指摘することができる。

第一に、条約文言の第一次の重要性が確認されるべきである。例えば、総会の権限事件においては、加入手続きに関する憲章第四条第二項の文言の明確さの故に、事実上全会一致で文言のアプローチが採用された。加入条件事件において多数意見の文言のアプローチを批判した六人の反対判事も、総会の権限事件においては準備作業への依拠や立法論的目的論を却下して、多数意見の文言のアプローチに同意している。こうして、条約文言の明確さが間主観的に十分であれば、条約文言の尊重の考慮が支配的要因になると思われる。

第二に、関連する条約文言が存在しない場合或は不明確な場合、国際組織設立文書の解釈における指導理念は、組織の実効性確保である。具体的には、以下に述べる争点を組織の実効性を確保する仕方 で推論している。すなわち、損害賠償事件にお

ける国連職員の機能的保護権、補償裁定の効果事件における司法裁判所としての行政裁判所を設置する総会の権限、ある種の経費事件における平和維持活動を展開する国連の財政的権限、南西アフリカの国際的地位事件における委任統治地域に対する国連の監督権限、表決手続き事件と聴聞の許容性事件における監督の具体的実施を確保する手続きと権限、ICAO事件におけるICAOの望ましい活動のための援助、WHO事件におけるWHOの目的を促進するため誠実に協力する義務、である。さらに、一連の行政裁判所判決事件において、特に第二七三号事件においては勧告的意見の付与を拒否する「決定的理由」の存在を認定しながらも、国際組織の安定性及び能率のための援助を優先させたのである。

第三に、具体的な解釈方法の多様性が指摘されなくてはならない。すなわち、多数意見は、組織の実効性確保という解釈の指導理念の下で、目的論的アプローチと文言的アプローチとを必要に応じて適宜使い分けている。例えば、加入条件事件において文言に依拠し、損害賠償事件において目的論に依拠した。補償裁定の効果事件では、行政裁判所の性質の認定には文言に依拠し、総会による設立の権限については目的論に依拠した。南西アフリカの国際的地位事件における国連の監督権限については目的論に依拠し、表決手続き事件において文言に依拠し、聴聞の許容性事件において目的論に依拠した。

第四に、設立文書の解釈枠組みをめぐる対立の存在が確認される。先に概観した学説の対立と同様の対立が裁判官の間にも存在しているのである。設立文書から離れた自由な立場に属す

る判事は、アルヴァレスやアゼヴェド等極少数に限られ、判例の直接的結果にはほとんど影響を及ぼしてはいないと思われる。他方で、条約解釈の枠組み内に限定する厳格な立場と設立文書を基礎とする機能的な立場との対立は、多くの判例において顕在化したと言える。例えば、損害賠償事件における多数意見と反対意見の対立、補償裁定事件における同一の対立、南西アフリカの国際的地位事件における国連の監督権限をめぐる多数意見と反対意見との対立、交渉義務をめぐる多数意見と反対意見との対立などである。

第五に、以上のような対立の存在とほとんどの場合における機能的立場の勝利は、国際組織設立文書の解釈が通常の条約の解釈枠組みとは若干異なった解釈枠組みの支配の下に置かれるようになってきていることを示していると思われる。この設立文書に固有な解釈枠組みが如何なるものであるかは、判例の検討からは必ずしも十分に明らかではない。

第四章 設立文書の解釈手続き——解釈の統一へのプロセス——

〔第一節 分析の視角〕 法の解釈という行為が多かれ少なかれ解釈者の価値判断を介在させる以上、設立文書の解釈においても、誰が設立文書を解釈するのかが重要な論点である。特に、解釈が対立して紛争が生じた場合に、すべての加盟国を拘束する最終的な判断という意味での有権的な解釈権限は誰の手の中にあるのか、という問題は、設立文書の意味を確定するうえで、實際上決定的な重要性を有することになる。設立文書の解釈に

関わる意見の相異又は紛争の解決手続きの検討は、様々な設立文書の実証的な分析から出発しなくてはならない。多様な国際組織を以下の四つのカテゴリーに分けて検討しよう。

〔第二節 国際連合〕 国連憲章の中には憲章の解釈権限に関する明文の規定は存在せず、サン・フランシスコ会議における議論の結論を示すものとして、第IV委員会第二小委員会の最終報告書があるにすぎない。この報告書から次の二点が指摘できる。第一に、国連の一機関が憲章を有権的に解釈する権限を有し、その解釈が国連の他のすべての機関及びすべての加盟国を拘束するという可能性は、明白に排除されている。第二に、憲章の解釈を確定させるために有益であるとして三つの手段が例示されているが、これらはいずれも憲章解釈の統一性を確保する手段として不十分であり、サン・フランシスコ会議は憲章解釈の問題を未解決のままに残したと言ふことができる。結論的には、筆者は、国連機関の解釈は加盟国の解釈を排除することはできないし、加盟国の解釈も国連機関の解釈を排除できないという一般国際法の法的状況が国連憲章にも適用されると考へる。

〔第三節 専門的国際組織——経済的国際組織を除外して——〕 ここで扱う専門的国際組織においては、すべて、設立文書に関する解釈又は紛争は第一次的には当該組織の内部の政治的機関によって行われ、第二次的のみに、外部の司法的機関に付託される、という構造をとっている。司法的機関としては、国際司法裁判所や仲裁裁判所が予定されており、国際司法裁判所の利用方法としては、訴訟と勧告的意見の両方が予定されている。

ここで重要なことは、実行を見てみると、これらの国際組織においてはほとんどすべての場合、解釈又は紛争解決は、当該組織の内部機関において処理され、外部の司法的機関に付託されることは極めて少ないことである。こうして、問題は、内部機関の運営の次元において、如何にして解釈の実際上の統一性を確保するかである。内部の政治的機関の活動に法的な考慮を制度的に介入させる手段・手続きとしては、これらの専門的機関においては、第一に法律顧問の存在を、第二に準司法的機関の利用等を指摘できる。しかし最終的には、これらの手続きの限界と政治的考慮の基本的な優位を認めなくてはならない。

〔第四節 経済的国際組織〕 普遍的なメンバーシップの経済的国際組織を中心とした主要な組織に共通する一定の特徴を指摘することができると思われる。ここでは、次の四点を重要な結論として、指摘する。第一は、司法的機関の利用の例外性である。第二は、解釈の確定又は紛争の解決の法律上或は事実上の決定権限が、内部の執行的機関等の政治的機関に付与されているのが一般的なことである。第三は、準司法的解釈を確保しようとする傾向である。解釈委員会、パネルと呼ばれる小委員会、審査委員会、諮問委員会等の、一般に個人の資格で行動する当該問題に豊富な経験を有する専門家から構成される独立した公平な委員会の意見が要請され、この意見が事実上は決定的となることが多い。第四は、協議と調停による利益調整の重視である。例えば、条約違反が手続き開始の要件とされていなくても、政治的機関の最終的決定権限などに示されるように、重点が置かれているのは、設立文書の司法的解釈に基づく厳格な法的

観点からの違反の認定又は解釈の確定よりも、むしろ当事国間の利益のバランスの回復又は妥協の促進に、である。政治的機関の最終的決定権限は、協議と調停による利益調整の重視とあいまって、設立文書の変容を容易にすると同時に、法的文書としての設立文書の果たす役割を独自のものとする。

〔第五節 その他の国際組織〕 省略

〔第六節 小括〕 以上の解釈手続きの分析からどのような結論を引き出すことができるであろうか。第一は、それぞれの国際組織の任務と性格等に応じた多様性を指摘すべきである。しかしながら第二に、そのような多様性の中に見出しうる一つの特徴が重要である。すなわち、設立文書の解釈の統一及び意味の確定というプロセスにおける司法的機関の不利用と、その結果として、内部の政治的機関による解釈が設立文書の意味の確定に対して極めて大きな意義を有することである。政治的機関による設立文書の解釈は、事実上或は場合によっては法律上も設立文書の意味の確定にとって決定的な影響を有することになるであろう。こうして、国際組織の機関の解釈・実行を考慮に入れることは不可欠と言わなければならない。

第五章 組織法としての解釈理論

——その構造と展開——

〔第一節 組織法としての設立文書〕 最初に、設立文書の「組織法としての理論」の基本的構造が提示された。これは、設立文書は形式的には国家間の条約であるが、実質的には国際組織の組織法であるという事情に基づく。設立文書の組織法として

の特徴は、国際環境の変化にもかかわらず、国際組織がその共通目的を実効的に遂行し、効率的に機能し続けることができるように、設立文書は発展的・目的的な観点から解釈され、国際組織の構造と活動の法的基礎及び枠組みを提供するものであることに見出しされる。このような理論を提示・適用する前提として、まず、設立文書の実質的側面に着目することに対応して、組織法の理論の適用対象となりうる規定(組織法としての規定)とそうでない規定(国家間条約としての規定)とを区別することが必要である。

組織法としての特徴が実現されるメカニズムは、通常の条約解釈のプロセスとは次の二つの点で区別される。第一は、国際組織の構造と活動を考慮して目的論的側面が重視される点である。条約法条約の第三一・三二条に示された文言的な解釈枠組みには収まりきれない推論である。第二は、国際組織の発展的実行が設立文書の意味の確定に対して有する法的意義である。ここでも、条約法条約の「条約締結後の当事国の実行」とは異なる発展的な推論が見られる。設立文書の組織法としての特徴は、この二つの要素の結合による目的論的・発展的な解釈に依拠して、その持つ内在的なダイナミズムを徐々に実現させていく。もっとも、いずれの点についても、学説・国家実行上、争いが無いわけではない。

〔第二節 国際組織の機関の実行の意義〕 国際組織の発展的実行が設立文書の意味の確定に対して有する法的意義の問題は、結局、機関の実行を機関の構成国の実行に還元してその意義・価値を評価するのか、それとも機関の実行をそれ自体として設

立文書の解釈の要素・基準或は発展の要因として考慮するのかが現実を正確に説明するものであるのか、として設定することができる。

この問題はある種の経費事件において争点となった。当該事件において、多数意見は、総会等の実行・プラクティスに依拠することに於て、関係規定の意味を解釈した。他方、スペンダー判事はこの点を憲章が多数国間条約であるという観点から厳しく批判した。すなわち、機関の実行を条約当事国の実行と同等視し、当該条約の解釈基準を提供するものという考え方を受け入れることはできない。多数国間条約としての憲章は、加盟国の多数派の意のままに修正されることはできない、と主張したのである。条約法条約の解釈規則第三一条第三項(b)にいう慣行は、全当事国に共通する一致した慣行であり、黙示的な合意を見出し得るような慣行である。多数意見によれば、機関の実行は、少数派の国々の反対を却下して多数決制の表決手続きによつて採用された決議であっても、解釈基準として評価されることも可能であることになる。ラウターバハトは、この点をとらえて、設立文書の解釈における要素・基準としての機構の実行は、合意や黙認或は慣習法の形成という伝統的な根拠によつては説明されえないものであり、独自の法的基礎に依拠するものと結論した。筆者は、国際組織の現実の活動状況はこの機関の実行の考え方が意味するところに近いのではないかと推定する。

機関の発展的実行の考慮は、設立文書の組織法としての性格を具体化するものであり、国際組織にとつて極めて重要なもの

である。そして国際組織に関わる一連の立法条約の中においても、この点が承認されるようになってきた。例えば、条約法条約第五条は設立文書への適用において「組織の関係規則」の適用に優位を認めている。また、普遍的国際機関との関係における国家代表に関する条約及び国家と国際機関間の条約法条約においても「組織の規則」という表現が使用されている。そして、これらの条約の起草過程の検討が示すように、国際組織の構造と活動を基礎付けるものは、単に設立文書ではなくて、組織において効力ある諸規則をも含む「組織法」であると考えられ、また、この「組織法」を構成する「組織の関連規則」は、一般に、組織の発展的実行を含むものとして考えられてきているのである。実際、設立文書の解釈手続きの分析は、その解釈主体が圧倒的に当該国際組織の内部の政治的機関であることを示しており、組織法としての特徴は、国際組織の実際の運営上の基礎付けを与えられているということが出来る。

【第三節 組織法としての性質の理論的基礎】 以上のような「組織法としての理論」を提示するにあつて不可欠なことは、当該理論を法的に枠付ける枠組みをも同時に提示することである。すなわち、設立文書の意味の確定に対して司法的なコントロールがほとんど機能せず、政治的機関の運営に委ねられている以上、「組織法としての理論」の適用が恣意的となり、その結果として、法的文書としての設立文書が存在意義が失われるような事態が生じることを避けるためには、当該理論の法的な枠付けが必須となるのである。本稿においては、この点に関しては、第一に組織法としての性質の理論的基礎の解明を本節で、

第二に組織法としての解釈枠組みの確定を第四節で、それぞれ試みた。

第一の、理論的基礎については、①ヨーロッパ共同体における解釈理論、②アメリカ合衆国連邦憲法の解釈理論、③制度理論、④時際法の理論を、検討素材として取り上げ、それぞれについて若干の考察をなした。これらの考察の結果は、それぞれ何らかの有益な示唆を含んでいる(例えば、設立文書は、組織法としてのダイナミズムの展開を担保するだけの目的論的性質を含んでいること、後の発展の予測が不可能な生命と成長の能力を有する有機的組織体を設立するものと考えられていること、制度的現象に内在的なダイナミズムと安定性を含むと考えるべきこと、そして時間的要因を考慮した変動的指示の諸概念・諸規定を多く含んでいること、などである。)が、組織法としての理論の構築にとって必ずしも満足しうる十分なものではない。しかし、それらは、集合的実体の法的枠付けにおいては、その内在的なダイナミズムに適切な場を与え、理論の中に取り込むことが、時代と場所を問わず、常に最重要の問題であったことを示している。

〔第四節 組織法としての解釈枠組みの確定に向けて〕第二の、枠組みの確定については、若干の検討がなされたにすぎない。まず、「必要性」の判断基準の明確化が試みられ、設立文書の各規定の具体的性格付けがなされるべきことが指摘された。実際、「必要性」の基準は、各規定の性格と相関的にのみ決定される。また、国際組織の運営においては、国際社会において国際組織が有する実効的基盤の程度を考慮することが不可欠で

あると同時に、結局のところ、国際組織の発展に対する国々の政治的手腕 (statesmanship) と賢明さとに依存するところの大きいことをも、率直に認めなくてはならない。

〔博士論文審査要旨〕

論文題目 国際組織の創造的展開

— 設立文書の解釈理論に関する一考察 —

論文審査委員 塚 場 準 一

筒 井 若 水
大 谷 良 雄

一 本論文の概要

申請者佐藤哲夫氏より提出された本学位請求論文は、平成四年度の本学法学部出版助成金を受けて勁草書房より平成五年四月にすでに出版済みのものである。本論文は、五章二〇節よりなり、印刷ページ数にして五百ページを超える大部のものである。以下内容を要約する。

第一章「序論」においては、国際組織の展開と設立文書の解釈についての問題提起がなされている。まず、国際組織の設立文書の解釈をめぐる争いは、設立文書も通常の条約と同様に解釈されるべきであるという主張と設立文書はその特殊性に鑑みて目的論的発展的に解釈されるべきであるという主張との対立

であるとし、後者の主張の典型的事例は一九四九年の「損害賠償事件」における国際司法裁判所（以下ICJと略記する）の勧告的意見に示された「黙示的権限の法理」であることが指摘されている。そして、国際組織の創造的展開を法的観点から検討し理解するためには、「黙示的権限の法理」に象徴される動態的解釈理論をどのように位置づけるかを検討することが不可欠であるとしている。また、一般的に、条約の解釈理論の検討には、解釈をするものの価値判断が混入することが避けられず、どのような価値判断がどのような形で条約の解釈に影響を及ぼしているかを検討することも重要な視点であることが指摘されている。

第二章「条約の解釈と設立文書」においては、伝統的な条約解釈の領域において国際組織の設立文書の解釈がどのように扱われてきたかが検討される。まず、条約解釈の一般的な枠組を規定するウィーン条約法条約の三一条が検討され、当事国意思主義的解釈、文言主義的解釈、目的論的解釈との関係が論ぜられる。その結果、第一に、条約の一般的な解釈には現実の条約文が優先性と支配的地位を有すること、第二に、「有効性の原則」に象徴される目的論的アプローチも文言主義的アプローチに服する地位におかれ、条約に規定されている文言の範囲内に限定されていること、第三に、条約成立後に生じた慣行についても全当事国に共通する一致した条件を満たさない慣行は、同条約三一条に規定される補助的な解釈手段として位置づけられることが指摘されている。そして、これらの指摘にもとづいて、ウィーン条約法条約に規定された一般的な条約解釈の枠組みが、

そのまま、国際組織の設立文書の解釈にあてはまるか否かという点に疑問を呈している。この点との関連で国際組織の任務と権限が設立文書との関係で如何に理解されるかが検討され、その代表的な学説が三つのカテゴリーに分類されている。第一は、国際組織の任務と権限を、条約解釈の一般的な枠組みの中で解釈された設立文書から導きだされるものとして、限定的にとらえる立場である。第二は、国際組織の任務と権限を実効機能の必要性もしくは変わりゆく国際環境への適応の必要性等への考慮から、設立文書を必ずしも条約解釈の一般的な枠組みにとらわれることなく、柔軟に解釈する立場である。第三は、国際社会全体の必要性という観点もしくは国際組織のプラクティスの分析という観点から、国際組織の任務および権限を設立文書のコントロールからかなりの程度切り離された独立のものとして理解する立場である。第二および第三の立場が、設立文書を機能的に解釈する立場であり、条約の一般的な解釈枠組みを重視する第一の立場と対峙しているとしている。

第三章「設立文書の解釈における国際司法裁判所の推論的分析」では、ICJがこれらの問題をどのように扱ってきたかについて、国際組織にかかわる一六の判例を分析対象とし多数意見と少数意見のそれぞれについて詳細な分析がなされ、その分析結果を次の五点に要約している。第一に、設立文書の文言が主観的・客観的に明確である場合には、「総会の権限事件」や「加入手続き事件」において示される如く、条約文言を第一的に尊重するという考慮が支配的な解釈要因となっている。第二に、関連する条文が欠如している場合もしくは不明確な場

合には、国際組織設立文書の解釈における指導理念は国際組織の実効性の確保であるとされる。第三に、ICJにおける具体的な解釈方法は、現実にはきわめて多様であり、多数意見においては、国際組織の実効性を確保するという解釈の指導理念のもとに、目的論的アプローチと文言解釈的アプローチが必要に応じて適宜に使い分けられているとされる。第四に、学説の対立と同様に、ICJ裁判官の間には、設立文書の解釈枠組みをめぐる対立の存在が確認され、とくに、条約解釈の一般的な枠組みの中に厳しく限定する立場と設立文書の機能性を重視する立場との対立が多く判例において顕在化していることが指摘されている。第五に、以上のような対立のほとんどの場合における機能的立場の勝利は、国際組織設立文書の解釈が、通常の条約の解釈枠組みとは若干異なった解釈枠組みの支配化におけるようになることを示しているとしている。そして、この設立文書に固有な解釈枠組みが如何なるものであるかについては、判例の検討のみでは必ずしも明かではないとしている。

第四章「設立文書の解釈手続き——解釈統一へのプロセス」では、法の解釈という行為が多かれ少なかれ解釈者の価値判断を介在させる以上、解釈が対立して紛争が生じた場合に、最終的な判断という意味での解釈権限は誰の手の中にあるのかという問題は、設立文書の意味を確定する上で決定的な重要性を有するとし、国際連合、専門的国際組織、経済的国際組織とその他の国際組織という四つ国際組織において、その機能を遂行する上で設立文書の現実の解釈はどのように行われているかにつ

いて、実証分析がなされている。その結果、設立文書の解釈の統一と意味の確定については司法機関の関与は少なく、むしろ当該国際組織内部の政治的機関による解釈が、設立文書の意味の確定について決定的な影響を及ぼすことが指摘されている。

第五章「組織法としての解釈理論——その構造と展開」では、まず、国際組織の設立文書の「組織法としての理論」の基本構造が提示され、国際組織がその共通目的を実効的に遂行し、効率的に機能し続けることができるように、設立文書は、発展的目的に解釈され、国際組織の構造と活動の法的基礎および枠組みを提供するものであることが指摘されている。そして、「組織法としての理論」を提示するにあたって不可欠のことは、当該理論を法的に枠付けする枠組みを同時に呈示することであるとされている。換言すれば、設立文書の意味の確定に対して司法的なコントロールがほとんど機能せずに、政治的機関の運営に委ねられている以上、「組織法としての理論」の適用が恣意的になり、その結果として法的文書としての設立文書の存在意義が失われるような事態が生ずることを避けるためには、設立文書の解釈については法的な枠付けをすることが必須であるとしている。この法的な枠付けをさぐる手がかりとして、ヨーロッパ共同体における解釈理論、アメリカ合衆国連邦憲法の解釈理論、制度理論および時際法の理論が検討されている。申請者によれば、これらの理論の検討は、それぞれ有益な示唆を含んでいるが、組織法の理論を構築する上で必ずしも十分なものではないとしている。設立文書の解釈枠組みの確定は今後の問題として残されているが、国際組織の運営においては、国際社会

において国際組織が有する実効的基盤の程度を考慮することが不可欠であると結論している。

二 本論文の評価

本論文は、国際組織を創設する国際文書（設立条約あるいは基礎条約）については他の国際条約の解釈とは異なつた解釈方法が適用されるのではないかという点を基本的な問題意識として、国際司法裁判所における関連事件についての各裁判官の解釈プロセスの分析や国際連合をはじめとする関連する国際組織の設立文書の現実の機能遂行における解釈手続きの分析、さらには、関連する主要な学説の分析やヨーロッパ共同体の基礎条約およびアメリカ合衆国の連邦憲法における解釈理論、さらには制度理論や時際法の理論の分析をとおして、国際組織の設立文書に組織法としての一定の解釈法上の枠組みを確定することもしくは国際組織の設立文書に固有の解釈規範を提示することを目的としている。本論文の問題意識の基礎となつている国際組織の設立文書を目的論的あるいは発展論的に解釈して国際組織の制度の発展に寄与するという解釈方法は、一九四九年の「損害賠償事件」におけるICJの勧告的意見において最初に示されたものであり、一九六二年の「経費事件」の勧告的意見においても、その多数意見において採用されたものである。又EC裁判所においても、この解釈方法は主要な判例においてしばしばみられ、それがECの発展に寄与していることも事実である。申請者佐藤哲夫氏は、この解釈方法を国際組織一般の設立文書の解釈規範もしくは解釈の枠組みとして提示しうるか否

かを実証的に検証している。その実証の方法は、精密細緻であり、その検証の対象となつた資料文献は膨大且つ網羅的である。国際組織の設立文書の解釈方法について、このように体系的網羅的に行われた研究は、国際的にも国内的にこれまでに見られないものであり、とくに、その中心をなす国際判例の分析は本論文における白眉であるといえる。以上の観点から、本研究は、国際組織法の研究に一石を投じ、設立文書の解釈方法に重要な一つの指針を与えたものとして高く評価しうるものである。

ただ、本論文にもいくつかの問題点が指摘される。まず、第一に、申請者も指摘するとおり、一般に法解釈とはその解釈主体の解釈目的と価値判断によつて左右されるものであり、他の解釈方法を排除するような解釈規範あるいは解釈の枠組みを一般的に設定しうるのかという点である。この点は、申請者が現実に実証的検証を行った後にも、最終的な解釈規範もしくは解釈の枠組みを提示しきれなかったことも無関係ではないように思われる。第二に、申請者は、現実の国際組織の実行を検討した結果、設立文書の解釈において司法機関の関与は少なく、政治的機関による解釈が主要な役割を果たすとしているが、国際連合についてみた場合、「損害賠償事件」、「総会の権限事件」、「行政裁判所の補償裁定事件」、「経費事件」、「行政裁判所の再審請求事件」、「ヤキメツ事件」、「仲裁裁判義務事件」、「特権免除条約事件」等に関して、又、専門機関についても「ILO行政裁判所事件」、「IMCO海上安全委員会事件」、「ICAO理事會事件」、「エジプト協定事件」等司法機関に法解釈が求められた事件も数多くあり、さらにヨーロッパ共同体においては、

基礎諸条約の解釈権限はEC裁判所の専属的な権限となつてい
る。以上の事実との関連でみると、申請者の指摘はいかなる
意味をもつのかという疑問も禁じえない。第三に、国際組織の
設立文書の解釈規範もしくは解釈枠組みを模索するあまり、国
際組織の設立文書とは全く性質を異にするアメリカ合衆国憲法
の解釈方法の検討にまで及ぶのはいささか唐突の感を免れない
という点も指摘しうるだろう。

以上のように本論文にはいくつかの問題点も指摘されるが、
これらは本論文の全体的な価値を損なうものではない。申請者
佐藤哲夫氏の学問的資質と能力は、本論文全体を通じて示され
ているのであり、口述試験の結果も勘案して、当審査委員会は
申請者佐藤哲夫氏が一橋大学博士(法学)の学位を授与される
のにふさわしいと判断する。

平成六年五月一八日

〔博士論文要旨〕

インドネシア—ナシヨナリズム変容の政治過程

首 藤 素 子

(著者名 首藤もと子)

1 本論文の目的と分析の視角

本論文の目的は、旧蘭領東インド全域がインドネシアという単一の主権国家に編成されていく過程で、非植民地化を求めるナシヨナリズムの情熱と活力が、政治の制度化と権力の集中に伴う競争と対立のなかで、次第に変容していく過程とその背景を検証することである。これはいいかえれば、東南アジアでもっとも広大な植民地領域であった旧蘭領東インドの非植民地化過程の問題であり、本論文では一九四五年の日本軍政終了直後から一九六三年に西イリアンの行政権がインドネシア政府に移管されるまでの時期を対象にしている。

この点で、本論文は過去の非植民地化の経緯を実証的に検討したものであるが、同時にこの時期の政治競争の展開は、一九六五年の九月三〇日事件を契機にインドネシア共産党PKIが壊滅して、当時戦略予備軍司令官であったスハルトSoeharto

陸軍少将(現大統領)を中心に現在の政治体制が成立する背景要因にもなっている。その意味で、独立闘争期の自由と解放を求める政治行動やその後の「議会制民主主義」期の政党競争が次第に変容し、やがて政党政治が挫折していく背景の考察は、現在のインドネシアの政治を理解するためにも必要なことである。一九六六年に「新秩序」体制が実質的に始動して以来、現在にいたるまで続いているゴルカルという強力な政府与党の支配体制を、「開発独裁」と称することは、確かにそれ自体は誤りではない。しかし、本論文ではこの語句を用いていない。ゴルカルの形成の背景にあるインドネシアの政治について理解するためには、短期間に開発の実績をあげていくことと権力の独占には関連があるということだけでは、説明にならないからである。そして、独立闘争期とそれに続く一九五〇年代を通して国家建設過程からの連続性と変容という視点からとらえることの方が、より重要な意味をもつと考えるからである。

本論文の基本的な枠組となっているのは、次の二つの課題である。ひとつは、日本軍政終了直後にそれまでになく広域にわたって自発的に生じた独立と解放を求める意思と情熱が、その後のインドネシア共和国という主権国家の形成過程において、国家統合の内的契機へ円滑に転化しえなかったのはなぜか、ということである。この点について本論文は、政党と軍を分析の対象とし、それぞれの組織の性格と特徴から説明を試みたものである。

政党については、まず第1章と第2章で社会党PS(一九四八年二月以後インドネシア社会党PSI)を中心に検討している。そして、第5章は議会制の下での政党の特徴全般と一九五五年に行われた初の総選挙の帰結を検討した章であるが、このなかでマシュミとインドネシア国民党PNIという包括的な大政党の性格とその相違について検討している。さらに、第8章はPKIの組織と戦略について、インドネシア国外に現存する当時の党発行物等の資料を基にしながら検証を試みている。

一方で第6章は、こうした政党競争とは別に、国軍が当初の旧日本軍、旧蘭印軍そして各地の不正規軍の雑多な組織のなかから権力の集中を図っていく過程と、やがて軍の政治参加を可能にする政治制度の再編成が行われていった過程を検証したものである。

本論文のもうひとつの課題は、このようにして政党競争と軍の政治組織化を伴いつつ主権国家としての制度化が進められていく政治過程に、当時のインドネシアをとりまくアジアの冷戦という国際環境が、外的契機としてどのような影響を及ぼした

か、またそれによってインドネシア国内の政治競争がどのように変容したか、ということである。このことが第7章と第8章から成る第3部のテーマになっている。そしてこの第3部は、オランダがどうしても主権を委譲しようとはせず、それだけならば非植民地化の要求であった西イリアン問題が、当時のアメリカと中国が対峙するアジアの国際環境のなかで、この両大国の積極的な関与によって冷戦の問題へと転化していく経緯の実証を試みたものである。

このうち第7章は、一九五〇年代を通してアメリカ政府が公的には西イリアン問題に対して中立の立場を保ちながらも、インドネシアに対する認識と政策が次第に冷戦的発想を強めて変容していく経緯と、一九六一年に発足したケネディ(J. F. Kennedy)政権が西イリアン問題の解決に向けて外交努力を行った経緯を、アメリカ外交文書や議会記録およびケネディ政権時のNSCファイル等を利用してながら検討している。

第8章は、PKIにとってインドネシアにおける中国人問題はきわめて接近の難しい問題であったが、西イリアン問題を契機としてケネディ政権がインドネシアに対して積極的な政策を展開するにつれて、中国共産党もまた西イリアン問題を契機にPKIに積極的に接近していき、それに応じてPKIの戦略が急速に中国共産党寄りになっていく経緯を検証したものである。そして、そうした変容をしていくPKIの政党としての特徴について考察を試みている。この過程の検証については、現存するPKIの発行物に加えて、中国共産党機関紙「人民日報」を利用した。PKI関連の資料や文献をインドネシアで入手する

ことは、同党が一九六六年に非合法化されて以来不可能になっており、また現体制の発足の契機とその正統性に直接関わるために、PKIに関する現地での調査は現在も不可能である。なお、一九七〇年代以降とみにインドネシアに関する政治経済関係の研究が盛んになっているオーストラリアのモナッシュ大学でも調べてみたが、筆者が見た限り同党の発行物をもっとも多く(欠落号も少なくないが)所蔵しているのはアメリカのコーネル大学であった。

以上の二つの課題を基本的な枠組としたうえで、本論文の3部8章を構成する基本的な軸は、インドネシアの主権獲得の交渉過程と、その後に残された西イリアンをめぐる主権獲得の過程となっている。

2 主権獲得の過程

インドネシアのナシヨナリズムは、日本軍政直後に政治制度や国家権力が確立されていない状況で、青年層を牽引車として拡張していった。このことが一九二〇年代から三〇年代にかけてオランダ帰りの留学青年を中心にした萌芽期のナシヨナリズムとは、次元も様相も異なる点であり、このナシヨナリズムの強さは、広域にわたる多様な社会を紅白旗に象徴される共通の目標に向かって政治動員していきける強さでもあった。

もっとも、こうした独立と解放を求める情熱と活力が、政治の制度にそのまま反映されたわけではなかった。かつてオランダ留学青年であり西欧社会の政治制度を経験的に知っていたハッタM. Hatta副大統領やシャフリルS. Sjahrir首相は、一九

四五年一月に政党結成を奨励する政府布告を出した。この布告後から続々と結成された政党は、オランダ植民地主義に反対し、帝国主義、ファシズム、資本主義に漠然と反対する点で大同小異であったが、それにもかかわらず異なる政党が次々に結成されたのは、政党のアイデンティティが党の綱領や政策にあったというより、政党指導者の強調する自己イメージにあったからであり、そうした自己イメージを政治結社として表現することが、彼らにとって「自由」や「独立」の実感に他ならなかったからである。

そして、一九四五年一〇月にシャフリルが中央国民委員会の常務委員会委員長になり、翌月に首相となった背景も、当時のきわめて特殊な事情によるものであった。一九四五年八月に日本の降伏によって生じた突然の権力の空白のなかで、同一七日にスカルノSoekarnoとハッタがインドネシア共和国の独立を宣言したが、その後の制度の創設に際しては、日本軍が降伏の直前に設置していた独立準備委員会が母体とならざるを得ず、これを中央国民委員会と改称して国家の基本的な制度が決定された。しかし、九月に戦後処理のためにジャワに上陸してきたイギリス軍と共に、蘭印軍と蘭印政府も再植民地化のためにジャワに復帰していた状況で、武装青年と蘭印軍との敵対行為を抑制する力は中央政府にはなかった。

そうした混乱状態の中で、シャフリルならばオランダから「対日協力者」と見なされる恐れがなく、戦前からの民族運動指導者とも一九二〇年代のオランダ時代から人脈があり、また日本軍政期の海軍グループを通して革新的な青年層とも人脈が

あった。シャフリルが首相になったのは、この双方の世代から信頼と期待を得たことが大きかったが、一方でこの独立闘争期の政府は、その行政権限もそれが及ぶ領域もジャカルタを中心にきわめて限定されたものであった。そして、政府にとって、焦眉の急務はイギリス軍や蘭印軍の存在を前にして、主権国家としての承認を得るためにオランダと交渉することであった。

ジャワとマドゥラおよびスマトラにインドネシア共和国の主権を「事実上」承認したリンガルジャティ協定は、一九四六年一月にイギリス軍の撤退が予定されており、蘭印軍との大規模な軍事衝突になるかどうかの瀬戸際で、シャフリル内閣が仮調印し、ついでスカルノが中央国民委員会の多数派工作をしたことで、ようやく調印にこぎつけたものであった。

しかし、オランダ政府にとって主権を委譲すべき対象はインドネシア共和国を含む連邦共和国であり、同協定調印後に蘭印政府は統々と連邦を構成すべき国を樹立していた。その手統は当時蘭印政府の最高権力者であったファン・モーク H. J. van Mook 副総督の認可を得て行われたため、インドネシアでファン・モークの名は傀儡国家を統々と樹立した植民地主義者として長く敵視されてきたが、現実はそのほど単純なものではなかった。

スマトラやスラウェシなど「外島」地域でファン・モークの認可を得た国は、独自の文化と生活様式を保有する社会であり、その伝統的支配者の権力の正統性は、元来オランダの支配に由来するものではなく、ジャカルタの政府の支配に依存したものでなかった。そしてこうした伝統的支配者にとって、オラン

ダ軍の存在はその権限回復の機会ですらあった。ファン・モーク自身も蘭領東インドで生まれ、「蘭領東インド人」の意識をもち、多種多様な民族や種族を抱える蘭領東インドの独立後の政体は連邦制が望ましいという持論を一九三〇年代初めから公にしていた。そして、彼は戦前からの構想である連邦国家の樹立を、副総督の権限の許す範囲で民主的に実現しようとするといえる。

しかし、ハーグの政府にとってインドネシアでの権益の維持は当然のことであり、蘭印軍にとって逼迫する経済状態の打開は死活問題であった。そのため、インドネシア共和国に提示した通告のうち、共同警察設置の要求を共和国側が拒否したことを口実に、一九四七年七月にオランダは共和国領域に侵攻して主要な生産地帯を軍事占領した。この通告をつきつけられた直後にシャフリル内閣は進退きわまって辞職し、より急進的で不正規軍にも影響力をもつアミル・シャリフディン Amir Sjaruddin 国防相が首相を兼任していた。

このオランダの第一次軍事侵攻の直後に、安全保障理事会が開かれて休戦決議が採択されたのち、結局アメリカ政府の提案により、ベルギーとオーストラリアおよびアメリカの三国代表による仲裁委員会が設置された。このうちオランダが、一九四九年一月にハーグ協定に調印してインドネシア共和国を含むインドネシア連邦共和国に主権を委譲するまでの経緯は、この仲裁委員会（一九四九年一月に国連インドネシア委員会 UNC I と改称）の役割を抜きにしては考えられないものであった。

しかし、一九四七年一〇月にジャカルタに到着した仲裁委員

会がまず最初に着手したことは、オランダとインドネシア共和国との間に休戦協定と連邦国家樹立のための政治協定を締結することであり、アミル・シャリフディン内閣は仲裁委員会の強い説得を受けて、結局オランダの軍事占領を既成事実として承認する内容のレンヴィル協定に調印した。しかし、それが原因で同内閣は直後に総辞職し、レンヴィル協定の履行責任を負う次の組閣者が決まらず、ついにスカルノ大統領の命令でハッタ副大統領を首相とする内閣が成立した。

社会党のシャフリル・グループはハッタ内閣の協議路線を支持し、在野に去ったアミル・シャリフディンとその指揮下にある左翼勢力は、完全独立を主張してハッタ内閣に反対し、その主導権をモスクワ帰りの共産党員に奪われぬように、かえって急進路線を強めた。そして四八年九月にマディウンで武装蜂起をおこして、結局共和国軍に鎮圧された。これによって社会党が当時の混乱した状況下で独立、解放、社会革命を渾然と要求する青年層の情熱の受け皿であった段階は終わったのである。

しかし、連邦構成国の樹立をめぐるオランダ側と共和国側の協議は難航しており、四八年二月にオランダ軍は共和国領域に対して第二次軍事侵攻を行い、共和国政府首脳を逮捕した。これによって共和国政府は機能不全に陥った。もっとも、この軍事侵攻に対して、アメリカ政府が第一次軍事侵攻の場合と異なり、明白にオランダの行動を非難する立場をとった。そして、アメリカ政府はオランダへの軍事援助をインドネシア問題との関連で公的に言及し、このアメリカ政府の圧力を受けて、オランダ政府は共和国政府の回復を認めると共に、連邦国家樹立の

ためのハーグ会議を開催することに同意した。

こうして開催されたハーグ会議で、オランダ政府は蘭領東インドに関する主権委譲憲章に調印したのであるが、それはインドネシア共和国を含む一六の自治国・自治地域から成る連邦共和国に対する主権の委譲であり、しかも西イリアンについては一年以内の協議でその地位を決定することに合意したが、オランダにとっての譲歩の限界であった。その意味で、ハーグ協定はインドネシアの非植民地化過程のひとつの段階に過ぎなかった。

3 国家統合の政治過程と西イリアン問題

非植民地化の残された問題である西イリアンの帰属は、一年以内の協議で合意に達しなかつたばかりか、むしろオランダ政府はこの未開地域のバプア人を保護し指導するための温情ある父権的な指導者として、オランダの支配を継続する姿勢を強めていった。これに対しインドネシア政府は、一九五四年にこの問題を国連総会が議題にするよう要請し、それ以後一九五七年の二二回総会まで、国連で西イリアン問題が協議された。しかし、国連での協議は西イリアンの帰属の問題を解決するにいたらず、一九五七年の決議案が否決されたことで、インドネシア政府は同年一二月にオランダ企業との接収とオランダ国籍者の追放という強硬措置をとった。

一方で、オランダも国連で再三強調したバプア人の「自決権行使」に自ら制約される恰好となり、一九六〇年には同地域の非植民地化のための計画を作成し、またそのための法制化に着

手するようになった。ところが当時のインドネシア政府は、このように国内外で「独立の完成」や「反植民地主義」を声高に強調しながらも、実際にはそれが西イリアン内の「独立」を求める政党の結成に及ぼした影響まで視野に入る状況にはなかつたのである。

この時期に、インドネシアの政党はそれまでにない質的な変化をしていった。その契機は一九五三年に総選挙法が成立して、諸政党が各自の地域的、宗教的なアイデンティティを賭けた選挙活動を始めたことにある。総選挙までの議会は、旧中央国民委員会とオランダに任命された旧連邦議会の合同体であり、もっぱらエリート同士の競争の場であった。彼らの議員としての正統性は、戦前からの知名度や自らが代表する地域の社会的、宗教的基盤にあったが、体制の存続という点ではPKIも含めて利益が一致していた。

ところが、選挙活動を通して政党は地域や社会階層への浸透を競うようになり、一九五五年の総選挙後の政党は、地方の経済的利益に加えて文化、宗教上のアイデンティティを議会に直接反映させる媒体となった。とくに憲法制定をめぐる他政党と妥協することは、共同体に基づく自らのアイデンティティを否定するに等しく、そのために合法的な代議制の開始になるはずであった総選挙ののち、かえって政党政治が機能する余地は失われていった。主権国家が実現して、ただちに西欧的議会制が導入されはしたものの、それが一〇年もたなかったのは、こうした「可能性の技術」を伴わない政党間の競争と、中央行政にほとんど配慮されない地方の不満と、独立闘争期の貢献が

政治制度に反映されずに、正規軍と不正規軍の雑多な集合体であった軍の内部対立が原因であった。一九五〇年代後半に生じたスマトラやスラウェシでの地方反乱は、これら三つの要素をすべて含むものであった。

さらに、当時の政党競争には次の三つの異なる様相があった。第一に、マシュミというジャワと「外島」地域に基盤をもつイスラム組織の連合体と、これに対抗して勢力の拡張を図るPNIとの競争があった。連邦制が半年もたずに一九五〇年八月に単一共和制となった背景には、マシュミの戦前からの著名な指導者層の力が大きかった。しかし、マシュミが政府与党になると、イスラム政策や宗教相の役職をめぐる対立や分裂が表面化した。それはマシュミを内部から弱体化させ、さらにスマトラで圧倒的に強い勢力であったことが、地方反乱に続く非常事態令の下でスカルノによりマシュミの政党活動が禁止される要因になった。一方のPNIは、スカルノの名を党の象徴として利用しながら、役人層やジャワ農村社会に勢力を拡張していった。そして、とくにこの包括的な政党であるPNIにとって、党内の調整が困難な地方自治や経済政策の問題に比べて、西イリアン問題は反植民地主義ナショナルリズムを強調するには恰好の争点であった。

第二に、とくに総選挙までは、この双方の政党も含めて、政治競争は政党間を横断するようなエリート間の競争であった。それは、西欧式的高等教育を受け親西欧的な政策をとろうとする政党指導者と、それに反発してオランダ植民地主義に対抗する政策を強調する指導者との競争であった。第三に、伝統的共

同体を勢力基盤として組織化を進める多くの政党と、むしろ伝統的共同体を横断するような形で独立闘争の完遂を訴え、同時に農村社会では協同組合的な機能を果たすようにして勢力を拡張していくPKIとの競争があった。

こうした政党競争の背景には、政治指導者の類型が、中央政府の閣僚等公的な役職者、スルタン等の伝統的支配者、イスラム社会の指導者のいずれかであり、政党間の競争も結局閣僚職の争奪競争に転じたという状況があった。そして、このように社会革命を伴わずにかすんでいくナシヨナリズムの情熱の記憶を、早期に活用していった組織がPKIであった。その経緯からして、PKIは独立闘争期の自生的なナシヨナリズム勢力の延長であり、その組織化は、他の多くの政党と異なり、まさに「インドネシア」をアイデンティティとして進められていった。一九五〇年代前半からPKIが幾度となくPNIに接近していく背景もこれである。またPNIからバルティンドが分離し、PNI内部でも左派やスカルノ主義者と保守派が対立していくのも、PKIが「インドネシア」をアイデンティティとし反植民地主義を主張するとき、PNIが正面からこれに反対する理由がなかったためである。

4 アジアの冷戦と西イリアン問題

一九五〇年代後半にはオランダとオーストラリアが、PKIが勢力を拡張しているインドネシアに対して共通の認識をもち、西イリアンについても共通の非植民地化構想を協議するようになっていた。アイゼンハワー D. Eisenhower 政権はこの両国

の動向を承知しており、また支持していた。PKIの拡張は何よりもアメリカ政府において、冷戦的発想でとらえられていたからである。

ただ、ケネディ政権の発足は、西イリアン問題の外交的解決に決定的に重要な意味をもった。アメリカのアジア政策においてインドネシアのもつ戦略的重要性が強調されるようになっただけでなく、一九六〇年から六一年にかけて西イリアンをめぐるオランダとインドネシアの武力行使の危機は現実的なものになってきたが、一方では双方とも全力をあげた戦闘への条件も意思も備えておらず、また当時の状況で、こうした両国に対して仲介できる条件を備えている国はアメリカをおいて考えられなかった。そして、アメリカがオランダに外交的力を発揮したことで事態は急転し、国連暫定行政府の統治期間を経て一九六三年五月に西イリアンの行政権はインドネシアに移されることで協定が成立した。

このようにケネディ政権が、西イリアン問題をインドネシアの意向に沿う形で解決するために、再びオランダを説得した意図は、この問題を早急に解決して、インドネシアに大規模な経済援助を実施することで、PKI勢力の台頭を阻止することにあった。

もつとも、ケネディ政権の積極的なインドネシアへの接近は、同時に中国がこれに対抗してスカルノ体制に接近する契機となった。こうして、非植民地化の完了を求めるナシヨナリズムに対して、アメリカと中国というアジアの冷戦の二つの当事者がそれぞれの戦略的立場から同時に接近したことにより、反植民

地主義と民族統一のための漠然とした理念であった「ナサコム」はPKIと反共勢力の対決に転化していった。

中国共産党のPKIへの接近は、PKIにはジレンマを伴うものであったが、スカルノ体制下でその地位を維持し、アメリカの経済援助に対抗した政策を示すには、中国共産党の路線以外にとりうるものがなかった。しかし、非常事態令下で国営企業の経営者ならびに地方行政体となっていた国軍や、中央政府の有力な閣僚を擁していたPNIと異なり、PKIにはイデオロギーと大衆動員力はあったが、またそれしかなかった。

しかも、インドネシアは中国の「革命外交」に同調するにつれて、中国共産党以上にさらに根本的な国際秩序の再編成まで提唱するようになった。一九六〇年代前半の中国のように現実政治と「革命外交」の巧みな使い分けのできる余地がインドネシアになかったのは、スカルノ大統領の個性や傾向を別にすれば、五〇年代を通してインドネシアが絶えず直面してきたオランダの存在、とりわけ西イリアン問題に象徴される反植民地主義ナシヨナリズムが、インドネシア社会にとってもっとも強い国内統合要因であり、またスカルノ体制の存立基盤でもあったからである。その意味で、スカルノ時代の「革命外交」は国際秩序の再編成にまで昇華されたナシヨナリズムに他ならなかった。

その一方で、非植民地化過程をめぐるオランダとの交渉は完了したにもかかわらず、西イリアンがイリアン・ジャヤ州と改称されたのちも、今度は同州内の独立運動を鎮圧するために軍事力が投入されているという現実は、インドネシアのナシヨナ

リズムに伴う困難を反映するかのようである。とくに本論文が対象とした時期は、旧蘭領東インドの支配領域であったという偶然の他に、非植民地化の受け皿となる共通の歴史的、文化的、社会的な基盤がなかった広大な領域を、主権国家の領域として獲得し、それを保持する困難が続いた時期であった。その過程で政党政治が機能しなくなったとき、地方反乱の制圧と組織の集権化を経た国軍が、国家統合の維持を唱えて政治制度に参加するようになったことが、現在のゴルカル体制に継続する背景となっている。

この過程で、ナシヨナリズムのアピールだけが国家統合の促進要因であり、西イリアン問題はまさにそうした機能をもつほとんど唯一の争点であった。しかし同時に、この争点は、アメリカが自信をもって、また中国がその体制の正統性を賭けて、積極的にインドネシアの政治に関与する直接の契機となり、非同盟を外交原則としていたインドネシアで、アジアの冷戦を直接に反映した対立がやがて暴力を伴う帰結に向かう背景でもあった。

〔博士論文審査要旨〕

インドネシア—ナシヨナリズム変容の政治過程

審査委員	有賀貞
同	石井修
同	野林健

首藤素子氏（首藤もと子）の学位請求論文『インドネシア—ナシヨナリズムの変容の政治過程』（昨年五月、勁草書房から出版）は第二次世界大戦終了の一九四五年から約二〇年間のインドネシアの政治外交史の研究である。この間のインドネシアの政治外交史を年表的に要約すれば、一九四五年八月日本の敗北直後のインドネシア共和国の独立宣言、一九四九年一月インドネシア独立についてオランダとインドネシアとが妥協的合意に達したハーグ協定、一九五四年西イリアン問題をめぐる両国関係悪化のなかでのオランダ—インドネシア連合の一方的解消、一九五五年九月—十二月の総選挙および制憲議会選挙の実施、一九五七年三月の国家非常事態公布、一九六〇年スカルノによる「ナサコム体制」の提唱、一九六二年八月西イリアンに関するオランダとインドネシアとの協定成立、一九六三年二月のマレーシア連邦形成に対するインドネシアの強硬な反対、同年五月前年の協定による西イリアンの施政権の国連からインド

ネシアへの移管、一九六五年九月の軍による政治の主導権掌握などが、主な事項である。

首藤氏がこの論文で試みたことは次の三つに要約できよう。すなわち、(1)インドネシアがオランダから独立の承認を引き出し、さらに西イリアン放棄をオランダに同意させるまでの政治過程の分析、(2)その間におけるナシヨナリズムを担う政治勢力の変化ならびにナシヨナリズムの意味の変容についての考察、(3)インドネシアの独立および西イリアン紛争を巡る国際環境、とくに後者へのアジアの冷戦の影響の検討である。

首藤氏の論文は、第1部「主権獲得の過程」、第2部「国家統合の政治過程と西イリアン問題」、第3部「アジアの冷戦と西イリアン問題」という三部構成をとり、最後に終章「非植民地化の政治過程—特徴と帰結」がおかれている。以下、論文の各部について、その内容と論旨を紹介する。

第1部「主権獲得の過程」は、一九四五年のインドネシア共和国独立宣言から四九年のハーグ協定成立までの時期を扱う。独立を宣言したインドネシア指導者にとって、独立獲得のために有利だった幾つかの国際的条件があった。第一に、宗主国オランダ自身ドイツの占領から解放されて間もない小国で、威圧的な兵力を旧植民地に派遣することができなかったこと、第二に、それに関連して、蘭領インドにおける日本軍の降伏を受理して武装解除をおこなったのは、英連邦軍であり、英連邦軍はオランダ側にとってインドネシア独立派に敵対する意志がなかったこと、第三に、もっとも強力な連合国アメリカは植民地の独立運動に、それが共産主義者の運動でない限り、好意的だっ

たこと、第四に、国際連合には、すでに独立したアジア諸国も参加しており、インドネシア独立問題について国連の関与を期待できたことである。そのため、オランダは共和国の存在をできるだけ名目的のものとして認め、蘭領インドにおけるオランダの権益をできるだけ実質的に保持しようとした。共和国側にもオランダに対する全面的な武力闘争を展開するような態勢はなかったから、交渉を通じて、より実質的な独立の獲得を目指した。双方の力に限界が意識されていたために、双方とも仲介者の関与を望み、あるいはそれを受け入れた。いずれの側にも強硬派が存在し、武力衝突も起こったが、以上述べた双方の事情からして、双方の現実派による交渉を通じて、合意の成立へと事態は進展したのである。

戦後初期の、まだイギリス軍が駐留している中で、イギリス特使が関与した交渉を通じて、リンガルジャティ協定が作られた(一九四六年一月)、双方の代表により調印された(四七年三月)。この協定は、(1)オランダはインドネシア共和国をジャワ、スマトラ等で事実上の政府として承認する、(2)双方がインドネシア全体を統合する連邦制国家インドネシア連邦共和国の形成のために協力し、(3)オランダとそのインドネシア連邦共和国は共通の利益の増進のために連合を形成し、オランダの女王がオランダ・インドネシア連合の首長となるという内容で、仮調印後、双方の国内で強硬派の批判を受けたが、結局正式に調印されたものである。しかし、この協定成立後、オランダが申し入れた、インドネシア全体の暫定政府の形成に関する提案は、共和国側からみれば、その政府におけるオランダ人の権限が過大

であったために、受諾は困難であった。オランダ側は軍事行動にでて、事態の打開をはかるが、この紛争は国連安保理でとりあげられ、アメリカの提案で安保理構成国三国による仲裁委員会が設置され、その仲裁によって休戦協定(レンヴィル協定)が成立する(四八年一月)。この仲裁と休戦協定とはオランダの軍事行動による状況の一方的な変更を防ぐ意図をもっていたが、インドネシア共和国側にとって、それ以上の利点のないものであった。レンヴィル協定成立後、それまでスカルノ大統領のもとでインドネシア共和国の行政と外交の実務を担当する内閣の首相を出して来た社会党が分裂し、力を失っていく。首藤氏は、社会党の分裂によって、第二次世界大戦後噴出したインドネシアのナシヨナリズムが一つの段階を終えたとみる。二人の対抗的指導者を擁してまとまりのない社会党が、漠然たる社会主義の旗印によって、戦争直後に噴出した知的青年たちの独立・解放・変革の情緒的願望を代弁することができた時期は終わったという見解である。

この休戦協定後のオランダのインドネシア政策では、強硬派が前面に出て、オランダは再び軍事的手段をとり、ジョクジャカルタを急襲して、スカルノ大統領ハッタ副大統領兼首相を含む政府要人を逮捕した(四八年二月)。これは共和国側には壊滅的な打撃であったが、この行動は国際的反発、とくにアメリカの強い反発を呼び起こす。首藤氏は、多くの論者と同じく、アメリカの強い反発を鎮圧したことでアメリカがハッタ内閣に好感をもったことが影響したと解釈している。国連が動き、安保理では

共和国指導者の釈放と旧状への復帰が決議され、アメリカの強力な外交的圧力により、オランダはハーグ協定の受諾を迫られる。この協定では、オランダはインドネシア連邦共和国の独立を承認し、そして連邦共和国とオランダーインドネシア連合を形成することとなった。オランダは諸地方で急いで「国」作りを進めて来たので、連邦共和国はインドネシア共和国を含めて、一六の自治国・自治地域から構成された。

オランダはインドネシアの独立を承認したが、それは連邦共和国の独立であり、インドネシア共和国の独立ではなかった。しかしオランダは連邦制によって、インドネシア共和国の指導者たちの影響力を減殺するという意図は果たせなかった。なぜならハッタを首相とする連邦政府の構成者はほとんどがインドネシア共和国の支持者であり、連邦構成国指導者とインドネシア共和国代表としての間で会議が行われて、連邦議会は単一共和国憲法案を採択したからである（一九五〇年八月）。連邦制が半年も続かなかったのは、オランダ主導でつくられた国々がにわか作りものだったこと、オランダの軍事行動が従来親オランダ的だった地方の伝統的指導者や連邦主義者にも反感をもたせたことによると首藤氏は論じている。

第2部「国家統合の政治過程と西イリアン問題」は、一九五〇年代に西イリアン（西ニューギニア）の帰属問題をめぐってオランダとインドネシアの關係が悪化していく過程と、その間にインドネシアの政治が議会制民主主義から「指導された民主主義」へと移行する経緯とを考察する。

西イリアンの帰属はハーグ協定以前からオランダとインドネ

シア側が対立していた争点で、ハーグ協定では、一年以内に交渉により解決することという条件で、オランダの暫定的支配が承認された。その後オランダはインドネシアの連邦制が解消されて単一共和国になったことへの不満もあって、西イリアン問題では非妥協的な態度を取り続けた。元来、西イリアンはオランダがほとんど開発に力を入れなかった地域であるが、戦後オランダがこの地方に執着したのは、インドネシアから引き上げるオランダ系植民者の受け入れ先として評価されたこと、旧蘭領インドのうち、この地域だけでも保有したいという保守派の願望があったこと、そしてこの地方の住民はインドネシア人とは異なるから、インドネシアに含まれないのは正当だという考えがあったことによると、首藤氏は指摘している。一方、インドネシア側にとっては、西イリアン獲得は広く国民の支持を得て、連帯を保持できる最善の争点であった。インドネシアのナショナリズムは国内の建設よりは、領土的問題に向けられたのである。インドネシアは対抗手段として、オランダとの連合を解消し、国内のオランダ系企業を接収し、またゲリラ的手段による武力解放闘争を開始した。オランダも西イリアンに軍事力を配置して防衛する方針をとった。

首藤氏は、西イリアンをめぐるオランダとの対立の間に、インドネシアの国内政治がどのように展開したかについて、詳細に述べている。第二次世界大戦直後から多くの政党が結成され、その中では、イスラム政党のマッシュミ党、世俗的ナシヨナリスムを標榜するインドネシア国民党が最有力であったが、五〇年代にはマッシュミ党が分裂して勢力が弱まり、国民党が次第に優

勢になった。しかし全国的な総選挙が行われるのは一九五五年になってからで、五七年に地方軍の反乱により、国家非常事態令が敷かれるまで数年間、議会制民主主義の時期があった。しかしこの時期には、政党を超えた政治エリートの連帯は弱まり、政治は対立と混乱の様相をつよめたために、政党政治は国民の失望を買う。この状況のなかで、スカルノ大統領も軍の指導者ナステイオン将軍も「指導された民主主義」の必要を主張するようになり、スカルノはみずから政治の実権を掌握する体制をつくろうとする。

軍は独立当初は雑多な要素からなるまとまりのない組織で、政治的に主導権をとるような状況にはなかったが、軍は一九五〇年代には、国内の体制作りを重視して、西イリアンの武力解放には限られた努力しかせず、むしろその間に装備を整え、オランダから接収した国营企業の管理者となり、地方行政を掌握し、軍主導の政治組織の形成に努めた。地方軍の反乱は軍の組織の集権化を促進し、また非常事態令の下で政治権力を強化する契機となった。

このような軍による政治組織の形成は、カリスマ的指導者ではあるが、自らの政治組織をもたないスカルノに警戒心を抱かせ、彼をして、伝統的な政治集団とはことなり大衆政党として軍に対抗できる独自の支持基盤をもつインドネシア共産党に接近させることになった。共産党は独立後への過大な期待に由来する大衆の失望や不満を吸収して、さまざまな社会層への実益を約束して支持層を拡大しつつあった。こうしてスカルノは自らの「指導された民主主義」の体制を、ナシヨナリズム、宗教

(イスラム)、共産主義を結び付けた「ナサコム」と表現するのである(一九六〇年)。こうして、ナシヨナリズムはスカルノ体制を支え、西イリアン問題での強硬政策を支持する役割を果たすのである。

スカルノの共産党への接近は、当時アジアの冷戦の主役であったアメリカと人民中国の対インドネシア政策を活発にした。

第3部「アジアの冷戦と西イリアン問題」はこれら両国のインドネシア政策と、そのインドネシアへの影響について考察する。

アメリカはインドネシアを地理的資源的にみて冷戦における戦略的要地とみなし、インドネシアにおける共産主義の台頭に不安を抱いていた。アメリカ政府は西イリアン闘争の激化がインドネシアの左傾化を促進すると考え、西イリアン問題をインドネシアを満足させる形で解決することにより、それを防ごうとした。ケネディ政権は大物政治家アヴェレル・ハリマンを極東問題担当國務次官補に任命することで、國務省内における極東局の発言力を強化し、アメリカの政策をインドネシアよりに改めた。アメリカの強い圧力により、オランダは、(1)オランダは西イリアンの行政権を国連に委ね、国連は一九六三年にインドネシアにその行政権を譲る、(2)ただし、帰属問題の最終決定は西イリアン住民による自由選択に委ねることとし、インドネシアはその権利の行使を六九年までに認めなければならないという内容の協定に、調印することを余儀なくされる(一九六二年八月)。

しかしアメリカの努力にもかかわらず、スカルノ体制の左傾化、中国への接近は継続する。スカルノ体制の重要な支柱とし

て急成長したインドネシア共産党は、中国からの働きかけにより、中国共産党の路線を採用することを決定していたからである。スカルノ体制のナシヨナリズムは外政面では、イギリス主導によるマレーシア連邦の形成に対する強硬な反対、マレーシアに対するゲリラ活動、人民中国との連携の促進、国連からの脱退という反西側親中国路線の追求となつて表れる。この時代の「革命外交」は「国際秩序の再編成にまで昇化されたナシヨナリズム」であつたと首藤氏は述べている。結局一九六五年九月、共産党は軍との権力闘争に敗れ、支持層が流動的だつた共産党は壊滅的打撃をこうむるのであるが、この事件自体は本論文の研究対象ではない。

首藤氏の論文は二つの点で独自性をもつ。一つはオランダからの独立と西イリアン紛争とを巡つて展開するインドネシアの戦後史について、国内政治と国際情勢との双方の脈絡を考慮し、またその相互関連に注目しつつ、分析的に記述していることである。第二には、インドネシアの内政と外交の展開をナシヨナリズムの変容という観点から議論していることである。ただしこの点では、著者はナシヨナリズムの概念を独自の思い入れをこめて用いており、民主主義をも含む理念として理想化しているという印象をうける。本論文には、もちろん、個々の論点に多くの示唆にとむ洞察がみられる。

首藤氏の論文は資料面では、オランダの史料およびオランダ語文献を使用していないという制約があるが、インドネシア、米國、国連関係の史料文献、とくにインドネシアと米國の史料を広く用い、米國・英國の文書館の史料を参照し、インドネシ

アの当時の要人ともインタヴューしており、また中国の新聞を利用している点で評価できる。

本論文は一冊の単行本として見た場合には、幾つかの短所を有する。第二次世界大戦前および戦時中のインドネシア・ナシヨナリズムの運動について、他の研究者の著作に詳細に述べられているにしても、本書でもやはり若干の言及があるべきであり、また論文中に多く出てくるインドネシアの地名を入れた地図があることが望ましい。また、重要な論点や問題提起を読者によりつよく印象づける技法を工夫すべきであり、文章も読者の理解を容易にするためにより平明にする推敲が必要であろう。ただし、これらは一般読者に読まれるべき著作として、編集者の立場からみた場合の注文であつて、専門的な論文としての価値にはほとんど影響しないものである。

審査委員一同は本論文を学位請求論文に相応しい学問的水準をもつ力作と見なし、口述試験の成績をも考慮して、首藤素子氏に一橋大学博士（法学）の学位を授与することが適当であると結論する。

平成六年六月八日